

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 森 誠一

1 日 時

令和元年12月6日（金） 午前10時00分から
午後 4時40分まで

2 場 所

第1委員会室、第3委員会室

3 出席した委員の氏名

森誠一、濱田洋、井上伸史、土居昌弘、羽野武男、藤田正道、吉村哲彦、猿渡久子

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

清田哲也、元吉俊博、高橋肇、木田昇、二ノ宮健治、守永信幸、原田孝司、
小嶋秀行、戸高賢史、河野成司、堤栄三、後藤慎太郎

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 廣瀬高博、生活環境部長 宮迫敏郎、
病院局長 田代英哉 ほか関係者

7 出席した参考人の職・氏名

レインボーネットワークおおいた共同代表、伝書バトの会代表 大住 珊士
レインボーネットワークおおいた共同代表、
日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会
LGBTの権利に関するプロジェクトチーム委員 森 あい
おおいた障がい者芸術文化支援センター センター長 吐合 紀子

8 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

9 会議の概要及び結果

- (1) 第108号議案のうち本委員会関係部分、第109号議案及び第117号議案から第119号議案までについては、可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
継続請願1については、不採択とすべきものと、賛成少数をもって決定した。
請願3については、継続審査とすることを、全会一致をもって決定した。
- (2) 第110号議案、第111号議案、第113号議案及び第116号議案については、可

決すべきものと総務企画委員会に回答することに、いずれも全会一致をもって決定した。

- (3) レインボーネットワークおおいた共同代表、伝書バトの会代表大住珊士氏、レインボーネットワークおおいた共同代表、日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会LGBTの権利に関するプロジェクトチーム委員森あい氏及びおおいた障がい者芸術文化支援センターセンター長吐合紀子氏を参考人として招致し、意見聴取を行うことを全会一致をもって決定した。
- (4) 性的少数者の現状及び支援施策について及び多様な人と であい・つながる～「共生社会」の実現をめざして～について、参考人から意見聴取を行った。
- (5) 大分県長期総合計画の変更及び第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について、大分県地域福祉基本計画の策定について並びに大分県環境基本計画の変更についてなど、執行部から報告を受けた。
- (6) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

10 その他必要な事項

なし

11 担当書記

議事課委員会班 主任 小春拓也
政策調査課政策法務班 主査 熊野彩

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和元年12月6日（金）10：00～

場所：第1委員会室、第3委員会室

1 開 会

2 参考人出席要求の件 10：00～10：02

3 参考人からの意見聴取 10：02～12：00

(1) 性的少数者の現状及び支援施策について

参考人 レインボーネットワークおおいた共同代表

伝書バトの会 代表 大住 珊士 氏

レインボーネットワークおおいた共同代表

日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会

LGBTの権利に関するプロジェクトチーム委員 森 あい 氏

(2) 多様な人と であい・つながる～「共生社会」の実現をめざして～

参考人 おおいた障がい者芸術文化支援センター センター長 吐合 紀子 氏

4 福祉保健部関係 13：00～14：25

(1) 合い議案件の審査

第110号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

第113号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第108号議案 令和元年度大分県一般会計補正予算（第3号）

（本委員会関係部分）

第117号議案 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

請 願 3 ハンセン病元患者家族の人権回復とハンセン病問題の全面解決について

(3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の変更及び第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について

②大分県地域福祉基本計画の策定について

③大分県次世代育成支援行動計画「おおいた子ども・子育て応援プラン（第4期）」の策定について

④大分県医療計画に記載する「医師の確保に関する事項」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」の策定について

- ⑤大分県社会的養育推進計画の策定について
- ⑥大分県障がい者芸術文化推進基本計画の策定について
- (4) その他

5 病院局関係 **14:25~14:55**

- (1) 合い議案件の審査
 - 第111号議案 大分県職員定数条例の一部を改正する条例の一部改正について
- (2) 付託案件の審査
 - 第109号議案 令和元年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）
- (3) その他

6 生活環境部関係 **14:55~16:10**

- (1) 合い議案件の審査
 - 第110号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
 - 第116号議案 大分県産業廃棄物税条例の一部改正について
- (2) 付託案件の審査
 - 第118号議案 大分県特殊詐欺等被害防止条例の制定について
 - 第119号議案 大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正について
 - 継続請願 1 安定ヨウ素剤の配布について
- (3) 諸般の報告
 - ①大分県長期総合計画の変更及び第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について
 - ②大分県環境基本計画の変更について
 - ③大分県環境教育等行動計画の策定状況について
 - ④ラグビーワールドカップ2019大分開催におけるCO2オフセットの実績について
 - ⑤第10回日本ジオパーク全国大会2019おおいた大会の開催実績について
- (4) その他

7 協議事項 **16:10~16:15**

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

8 閉 会

会議の概要及び結果

森委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日は、大変多くの委員外議員の皆さまにも出席していただいています。

ここで、委員外議員の皆さまに申し上げます。

参考人への質疑については、委員の質疑終了後に設ける予定ですが、時間によっては質疑時間を確保できない場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

本日は、レインボーネットワークおおいたの共同代表者である大住珊士氏と森あい氏をお呼びし、性的少数者の現状及び支援施策について及び去る11月10日に開所した、おおいた障がい者芸術文化支援センターについて、吐合紀子センター長をお呼びし、センター開所までの背景や今後の展望等について伺いたいと思います。

それでは、参考人の出席要求についてお諮りします。本日の調査に係る参考人として、大住珊士氏、森あい氏及び吐合紀子氏に出席を求め、御意見を聴取したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議なしと認め、そのように決定します。

それでは、参考人の大住珊士氏と森あい氏をお呼びしますので、しばらくお待ちください。

〔参考人入室〕

森委員長 初めに私から御挨拶を申し上げます。

本日はまず性的少数者の現状及び支援策について、大住さんと森さんにお話をさせていただきます。

御案内のように、昨年11月、本日本日お越しの二人をはじめ、関係者の方が知事と意見交換を行っており、その際、県に対して9項目の要望をされています。また、今年7月には部長会議の場でも、各部局長と意見交換、勉強会をさ

れたと伺っています。

先日、県や県教育委員会の申請書等に関して、性別記載欄の削除という報道を耳にしました。性別記載欄に関しては、今年3月に県が見直し結果を公表し、性別記載欄のある922件の様式のうち、削除が可能な257件については、性別記載欄を順次削除するという方針が示されました。そういった取組が前に進んだのは、本日本日お越しの二人も含めた関係者の皆さんの御意見を反映したものとお聞きしています。

そういった観点から、我々県議会としても、この課題についてしっかりと勉強する必要があるため、この場を設けたところです。

本日は、忌憚のない御意見をいただきたいと思っていますので、よろしくお願います。

それでは、委員及び委員外議員から自己紹介をします。申し遅れましたが、私は当委員会の委員長である豊後大野市選出の森誠一と申します。本日はどうぞよろしくお願います。

〔委員、委員外議員自己紹介〕

森委員長 それでは、まず参考人から自己紹介をお願いします。

大住参考人 私は大住珊士と申します。地元は北海道函館市ですが、20歳で日田市にある車の部品工場に派遣社員として入社して、15年ほど日田に住んでいました。2007年から大分県内でセクシュアリティに関する講演会を始めて、2010年に伝書バトの会というセクシュアルマイノリティの当事者が集まれる交流会を立ち上げて、現在はサポートチーム「ココカラ！」の共同代表を務めています。よろしくお願います。

森参考人 森あいと申します。私は5年くらい前から熊本県阿蘇市で弁護士をしています。当初は熊本県民でしたが、熊本地震で熊本市等へのアクセスが悪くなったことで大分に来る機会が増え、1年ほど前からは大分県民になっています。

弁護士としてはLGBTに関する事件を取り

扱うほか、熊本と大分のLGBTに関する団体で活動もしており、本日はこうした機会をいただき大変ありがたく思っています。どうぞよろしくをお願いします。

森委員長 それでは、引き続き説明をお願いします。

大住参考人 まず大住から、性についての捉え方という観点で、セクシュアリティに関する基礎知識から簡単にお話させていただきます。ホワイトボードと資料の両方を使いながら説明します。

まず、性というものをどう捉えるかという話なんですけれども、今の日本社会では、例えば子どもができた友人、知人から聞いたときに、ほとんどの人が、男の子、女の子と聞くんですね。まず人間は男女のどちらかで生まれ、男性ならば女性を好きになる、女性ならば男性を好きになるという異性愛が前提となっています。そして子どもができた場合、父親、母親、子どもという家族の形ができるんですが、この男女二つの性を基にした考え方、性の捉え方のことを性別二元論と言います。そして、この性別二元論を基にした法律や制度のことを性別二元制と言います。今の日本社会は、この性別二元論と性別二元制を基にした社会の在り方となっているんですけれども、そうすると、そこに該当しないLGBTや性的マイノリティと言われる人たちが出てくるようになっていきます。

そこで、この性の捉え方は、性別でしか捉えられないのかと言うと実はそうではなくて、もう一つセクシュアリティという性の捉え方があります。セクシュアリティというのは、言葉の意味としては性の有り様という意味なんですけど、いくつかの要素でできているので、まずはその部分から説明します。

一つ目は体の性です。こちらの性別という性の捉え方では、出生児に外性器のみで男性か女性かを判断しますが、セクシュアリティの場合は、染色体、性腺、内性器のように、よく調べなければ分からないところも含めて体の性と捉えます。

次に性自認と書いていますが、これは心の性

です。体の性とは全く関係なく自分の性別をどう認識するのか。自分は男である、女である、あるいは分からないという心の性のことを性自認と言います。

次に社会的性です。これはジェンダーという言い方もしますが、これは性表現と性役割という二つの要素でできています。性表現とは、例えば言葉遣いや髪型、振る舞い、仕草などで男性的、女性的と分けられているものを性表現と言います。性役割とは、例えばトラックの運転手という言葉を見たときに、多分ほとんどの人が男性を連想すると思うんです。あるいは保健室の先生と言ったら女性を連想すると思うんですね。最も典型的なのは、家族の形で子どもを育てるのは親ですが、男性の場合は父親、女性の場合は母親と言いますよね。このように性別によって適していると思われる役割を性役割と言います。この性役割と性表現の二つを合わせて社会的性、ジェンダーと言います。

次に性的指向です。これはどの性に対して性的欲求や恋愛感情を持つかということですが、その下に恋愛感情、性的欲求の度合いと書いていますが、草食系とか肉食系という言葉を見たことがあると思います。それは今まで全ての人が性的欲求を持つ、恋愛感情を持つと思われてきた中で、自分はそこまで興味がないんだよねという人たちが草食系、反対を肉食系と呼ぶようになったんですが、それは度合いの話なんです。中には全くない場合もあります。性的欲求、恋愛感情が全くない。あるいは性的欲求はあるけれども恋愛感情はない。逆に恋愛感情はあるけれども性的欲求はないという場合もあるので、そもそも、あなたには恋愛感情がありますか、性的欲求がありますかを確認した上で、ありますとなった場合に、じゃあどの性を指向しますかと考えます。

セクシュアリティというのは、この項目を使ってやるんですけれども、例えば自分の場合ですと、出生児に割り当てられた性別は女性になるんですが、ここに子どもを産めるという条件を加えるのであれば、自分はそもそも女性にマルが付かないんですね。私には排卵障がいがある

って子どもができないので、そもそもちょっと違うのかなと。2008年に福岡の大学病院で乳腺の摘出手術を受けたので、またちょっと男性側に動いたのかなという感じになります。

心の性についてどうかと言われると、これまで37年生きてきて、今の時点ではっきり言えることとしては、女性側ではないということなんです。じゃあ男性側かと言われると、それもちょっとよく分かりません。そもそも男って、女って何なのかというのもそうなんですけれども、出生児に割り当てられた性別で生活してきたので、経験から女性ではないという確信は持っているんですが、今の時点では女性じゃないならどこでもいいやというのが率直な意見です。

じゃあ社会的性はどうかと言われると、私は小さいときから割と男性的な方が自分には合っているなと思っていて、珊士という名前も日田市で家庭裁判所に申立てをして変えました。その前の名前はあえて申し上げませんが、誰が見ても女性だなと認識される名前だったんですが、名前を変えてから、またちょっと男性側に動いたかなという感じです。

なお、性的指向については女性に向きます。

このように、この四つの項目で一人一人がマルを付けて考えていくのがセクシュアリティという性の捉え方になります。

性別とセクシュアリティという二つの性の捉え方にはいくつか違う点があるんですが、決定的に違うところは、性別は男女のどちらかしかないんですけれども、セクシュアリティの場合は一人一人違うんですね。一人一人が自分自身のセクシュアリティを持っているので、100人いれば100通りのセクシュアリティがあるという考え方になります。

LGBTや性的マイノリティの人たちだけが当事者と言われますが、そもそもセクシュアリティというのは全ての人が当事者なんですよと考えていただければと思います。

次に、大分県の現状について話をします。2007年から講演活動を始めましたが、そもそも何で始めたかと言うと、2006年に県外で、出生時に割り当てられた性別が男である男子が

女子として通学することが認められたという報道がありました。当時、性同一性障がいという言葉が社会的に認知され始めた頃で、これは九州、大分でも同様の事例があるだろうと思い、もしそうなったときに学校の先生はどうするんだろう、多分困るだろうなと思って、じゃあ自分にできることは何だろうということから、教職員を対象とした講演活動を始めました。講演活動を始めると、やはりいろんな学校の先生から、うちの学校にもいるんだよね、制服で悩んでるんだけど、どうすればいいだろうかという相談を受けるようになりました。これは大分県だけではなく、地方都市の共通点としてあるのが、やはり都市部に比べて当事者間のつながりがないんですね。コミュニティがないため、つながることができずに孤立してしまうという現状があります。実際にその子たちに会って、誰かと連絡を取っているか、つながっているかと聞くと、ほとんどの人が誰にもつながっていない、誰にも話せていないという答えが返ってきたので、2010年から中津市と宇佐市で開催しているんですが、伝書バトの会というのを立ち上げました。現在は「ココカラ！」の活動として、大分市でここ×から一ずカフェというのでも開催しています。実際やってみると、学生だけではなくて、社会人の方もたくさん参加しています。

じゃあ実際のところ、具体的にどんなことで悩んでいるのか、どんなことに困っているのか、あるいはどんなことを大分県に対して要望しているのかといったことをアンケート調査しました。そちらは森さんから報告してもらいます。**森参考人** このスライドはお手元の資料にはないんですが、2007年から大住さんが講演活動を始められて、日田とかいろんなところに行ってるんですけれども、2017年からは大住さんと、今日は来ていないんですが、奥という者が二人で大分の各地で講演をしています。

去年については大分で52件、私も2件だけ担当しているんですが、二人で52件を回っています。それだけ学びたい方もいらっしゃる中で、まだまだ足りないという状況なのかなと思

っています。

私たちは民間で、特にこれを本業としているわけではないので、到底手が回りません。やっぱり県でしっかりやっていただければと思っています。

資料③になりますが、去年、大分に住んでいるセクシュアルマイノリティの方と、元県民の方を対象にインターネットでアンケート調査を実施しました。これを見ると、皆さんのお住まいは、やっぱり大分市と別府市が多いんですね。ですが、ほかにお住まいの市町村を書いてもいい方は書いてくださいとしたら、市はもちろんですが、町にお住まいの方もいらっしゃいました。よくセクシュアルマイノリティの話は、下手したら外国の話とか言われて、日本は関係ないんじゃないかと言う方も残念ながらいますし、日本でも東京とか、九州だったら福岡、大分だったら大分市とか別府市はそうでも、郡部は関係ないんじゃないかと言われることがあります。決してそうではありません。どこにもいて、もう既に一緒に暮らしています。ただ残念ながら、ここでは生きていけないということで外に出ていく方が多いのも事実です。

2ページですが、これまでにセクシュアルマイノリティであることでどのようなことに困りましたかという質問についてです。細かくは時間の関係で申し上げられませんが、一つ注目していただきたいのは、棒グラフの真ん中辺りにある行政窓口での対応という部分で、セクシュアルマイノリティであることで困った方は8%なんです。これを生まれたときの性別と性自認、いわゆる心の性が同じじゃない方に限って見ると、3割ぐらいの方が困ったことがあると回答しています。本人確認とかで、見た目と法律上の性別が異なるために不信感を持たれたなどがあるのではないかと思います。同様の調査を熊本県でもしているんですが、熊本でも大体同じ傾向でした。

それ以外のところでも、生活のいろんなところで困り事があるのが分かると思います。これは単なる困り事ではなくて、セクシュアルマイノリティであることで困ったことをあげてくだ

さいとしています。

じゃあ、この困ったことをどのように対処したのかということですが、行政機関にはわずか1%の方しか相談していません。もう一つ、注目していただきたいのは、困ったことはあるけれども、相談したことがないという方が2割もいらっしゃいます。相談先には、友人・知人とかも含めているんですが、それでも2割の方が相談できていないと言われています。

3ページですが、ここからは具体的にどういったことで困るのか、自由記述で書いてもらったものをお伝えしていきます。これは生まれたときに割り当てられた性別と心の性が違ったり、見た目で判断される性別が違う人の困り事をあげていますが、どこに行っても男か女かという言葉や対応、視線にさらされるとか、身分証明書の提示の際に本人であると納得してもらうまでに必要以上の時間と説明がいるなどがありました。

聞かれている議員の皆さまの中には、何でわざわざ男女の性別欄をなくすのかと思われた方もいるかもしれませんが、熊本のアンケートではこういうのもありました。期日前投票に行ったとき、法律上の性別と見た目の性別がずれているために、受付の方からなりすまし投票じゃないかと疑われ、執拗に本人確認をされました。受付では運転免許証を示したんですが、それでも納得されなかったのも、こっそり性同一性障がいですと説明したら、受付の方がそれを大きな声で復唱してしまったという声が寄せられました。そういったこともあるので選挙にはそもそも行かないという方も聞いています。もし行く場合でも、地元の投票所でもしそんなことがあったらつらいので期日前投票に行くという話も聞いています。性別欄の記載というのは多くの方にとってはそんなに問題のある話ではないと思うんですね。別に自分は男で、女で、それを他人に知られて何の問題があるんだという話だとは思いますが、中にはそのようなことを知られたくなかったり、あるいはそのことでトラブルになる方もいるので、そういったことから見直していただければと思っています。

また、就職の際にも難しいという話もあります。履歴書に何の性別を書くのかとか、内定を得た段階で自分は性同一性障がいだと話した途端に内定が取り消されたという話も聞いたことがあります。

これは同性愛の方のお話ですが、同性カップルですと子どもがいないでしょうと言われるんですが、中には子育てをされている方もいます。子育てもして、一緒に生活を送り続けていても、同性であるというだけで、法律上、結婚を認めてもらえないと言われていています。

時々、LGBTに関する施策に取り組むことは、子どもに悪影響を及ぼすと言われることもあります。むしろきちんと保障することでLGBTのカップルに育てられている子どもの立場を守ることもなりますし、そして、今のLGBTの子どもたちを守ることもなります。

それから、就職の段階では同性愛で困ることは比較的少ないかと思うんですけども、会社に入ると、例えばゲイじゃないかと聞かれたり、結婚の予定を定期的に聞かれるとか、彼女、彼氏はいないのかと聞かれてしまうこともあります。そこで、同性のパートナーがいると言っても受け入れられるような会社か分からないと結局言えなくて、二重生活と言うか、表向きに表現する自分と本当の自分が違うという中で苦しんでしまうこともあります。

これはすごく残念な話ですけども、同性と付き合っているのを親にカミングアウトしたら、親との縁が切れてしまったという回答もありました。こういった本当なら一番大切にしてもらうべき親との関係が切れてしまうこともあるので、行政としてそこを啓発したり、制度を整えていただいたりというのが非常に重要だと思います。

あと、これは全般的な困り事ですけども、苦しくて自殺を図った方もいます。国の自殺総合対策大綱では、既に2012年から重点的に取り組まなければならない対象として性的マイノリティが記載されています。セクシュアリティをばらすと脅されたとか、誰に相談していいのか分からないと書いている方もいました。学

校ではいじめ、親からは理解されず、身体的、精神的虐待が続いているという回答もありました。

これは今はもう成人された方ですが、30年以上昔の高校生時代を振り返って書いています。情報源は何もなく、自分が何者なのかも分かりませんでした。自分らしく生きるには家を出るしかないと考えて、大学進学を理由に大分を離れましたと書いています。今はもう少し情報があるとは思いますが、それでも大分では生きづらいということで出ていく方もいますし、帰ろうと思っても大分では自分らしく生きていけるのかと思い、帰れないということも残念ながらあります。

これは高校生が書いてくれましたが、これまでLGBTQの授業を受けたことがありません。学校では差別用語として、ゲイ、オカマ、レズなどの言葉が使われています。こうした授業をしないことで差別につながることもあると思いますと書いていました。

これは、行政にどういうことをしてほしいですかという質問の中であがってきたものです。性別変更前に、見た目と名前が違うことで警察官からひそひそ言われたというお話もあります。行政職員にちゃんと研修をしてくださいと言われていています。

ほかには、大分の中で働きやすい企業がないということで、事業者への取組もしてほしいという意見もありました。あとは学校教育や職場での講演などを通じてきちんとした知識を広めてもらいたいとか、中高生の制服を見直してもらいたいというのもありました。

それから、これは後ほどお話ししますが、パートナーシップ制度に関するものです。大分県内でもパートナーシップ制度ができてほしいとか、一部の地域だけでなく大分でも同じ環境であってほしい。何とかパートナーと普通の男女の夫婦のように法的に結婚したい、普通に暮らしたいというように、2回「普通」と書いているんですね。単に暮らしていてもなかなか普通に暮らせない。難しいことだと思うけれども、せめてパートナーシップ制度だけでも

きたらうれしいですということでした。ここにあげている以外にも、パートナーシップ制度を望む声はアンケートの中でたくさん出ています。

昨年、広瀬知事にお会いし、いくつか要望をお伝えさせていただきました。それが資料④と、その関連資料としてURLのリンクを記載した資料⑤を渡しています。先月まで改定予定の大分県人権尊重施策基本方針のパブリックコメントがありましたが、広瀬知事に要望した項目については、その方針の中でかなり取り上げていただいたかとは思っています。

大分県は「りんごの色～LGBTを知っていますか？～」という人権啓発マンガが全国的にも評価されて、法務大臣表彰も受賞されていますが、ああいうものを作られたり、今回の基本方針でも具体的な取組を書いちゃって、素晴らしいなと思っています。

今回、特にお願いしたいと思っているのは、昨年、広瀬知事に要望したときにはまだお伝えしていなかった事項がありまして、それがパートナーシップ制度の県単位での導入です。昨年の段階では、まだ都道府県でパートナーシップ制度を導入しているところはありませんでした。それで基本的には市町村がやるものなのかなと思っており、広瀬知事とお会いしたときには要望にあげていなかったんですけども、その後、実は茨城県が県単位での導入を今年から始めています。

資料⑥を御覧ください。資料⑥はパートナーシップ制度についてですが、12月4日時点でパートナーシップ制度を導入している自治体は30自治体だと思います。それぞれ大々的に発表されるわけではなく、ここでも始まっていたんだということもあつたりしますので、本当はもう少し多いかもしれませんが、私が確認している限りでは30自治体です。また今後も導入すると言っている自治体もかなりあります。

さきほど申し上げましたが、茨城県では、今年から県単位で導入されています。九州・沖縄で見ますと、実は導入自治体がないのは佐賀県、鹿児島県、大分県だけになっており、導入自治体がある方が多数になっています。九州・沖縄

では、福岡市、北九州市、長崎市、熊本市、宮崎市、那覇市です。那覇市は結構前からパートナーシップ制度を設けています。最近、福岡市と熊本市が相互利用の連携をすると発表され、九州の中で相互利用を進めていこうということで、長崎市とか他の自治体にも声かけをされているようです。

パートナーシップ制度の意義についてですが、パートナーシップ制度って当事者はかなりの方が求めているんですけども、その割に実際には制度と言えほどのものではなく、本当にささやかなもので、法的な効果もありません。別にパートナーシップ制度で宣誓をしても法定相続人になれるわけでもないですし、配偶者控除もなく、社会保障にも関係がありません。つまり婚姻が持っているような法的な効果は全くないんですね。それなのになぜ望むのかと言うと、行政がちゃんと自分たちの住民に同性でパートナーシップを築いている人がいることを正面から認めてくれる、そのことによって心が支えられる、勇気づけられるというのが非常に大きいと思います。

制度とは言うものの、さきほど申し上げましたが、実際には制度と言えほどのものではないのかなと思うところです。ある自治体の方とお話ししたときに、なかなか効果がないことにちょっと拍子抜けされていて、制度と言うと、もっとはっきりと効果があるものを作るべきなんじゃないかと行政職員としては思われるみたいなんですけれども、本当にそういう点では効果はほとんどないんですね。でも、求められているものなんです。いくら差別がだめだと言っても、自分の住んでいる自治体がそんな法的な効果もほぼないような制度すら作れないとなったときに、果たして自分たちはちゃんと住民として認められているんだろうかと思ってしまうんじゃないかと思っています。そこから強く求められているんだろうかと思っています。

資料⑥ですが、制度の根拠として条例を制定しているところは実はすごく限られていて、ほとんどのところは要綱で対応しています。それから細かいことを言いますと、証明制度なのか、

登録制度なのか、それとも宣誓をしてもらって、その宣誓を受け取ったことを証明するだけのものなのかというように形式が分かれていて、大多数は宣誓を受け取ったことを証明する形式です。あとは性的マイノリティだけを対象にするのか、男女でも結婚できない方、事実婚を選択されている方も対象にするのかといった違いもあります。

このほかパートナーシップ制度のささやかな効果としては、必ずしも全てに該当するわけではないんですけども、公営住宅の入居要件の緩和というのがあり、住宅に困っている同性カップルが申し込めるようにしているところが結構あります。さきほど申し上げた茨城県は県単位で導入したことによって、県内の市町村でも市町村の公営住宅に入居できるようにしている自治体が増えています。

それから、パートナーシップ制度の意義としては、いろいろなLGBTに関する施策を進めるエンジンになる部分もあると思います。多分コストはそんなにかからないんじゃないかなと思うんです。その割にはかなりインパクトのある施策で、マスコミでも報道してもらったり、そういう制度があるんだと施策への関心も持ってもらえるところもあり、低コストでもアピール力は大きいという観点で、ぜひ導入していただければと思っています。

このスライドは配布資料にはありませんが、江戸川区に住んでいるゲイのカップルがブログに書いていたものです。ちょっと字が小さくて申し訳ないんですけども、一方の方が札幌市出身で、あるときお母さんにカミングアウトされたんですね。ですが、お母さんとしては、同性愛者なんて社会には受け入れられない、だから隠して生きていった方がいい、つらい思いをするのはあなたなんだからと言われたそうです。でも本人としては、今までずっと隠してきてつらかったから、やっとの思いで言ったのにまだ隠せと言うので反発して、それから親子ではそういう話はしないでおこうとされたらしいんです。けれども、しばらく時間がたって母親から連絡があって、札幌市でパートナーシップ制度

というのができたんだよ、あんたみたいな人たちがだんだんと認められる世の中になってきているから頑張りなさいねと言ってくれたそうです。うれしくて涙が出たと書かれています。この方はパートナーシップ制度について、登録するカップルだけではなく、その家族や友人も幸せになる制度だし、今まで理解を示さなかった人が制度ができたことで理解するための大切なものだとは僕は実体験していると書かれています。

大分の中では自分の大切な人を紹介できない、隠して生きているという人がまだまだたくさんいらっしゃると思います。そういった方々に、議員の皆さまによって何とか光を当てていただけないかなと思っています。

私たちが県単位でのパートナーシップ制度にこだわるのは、どうしても市町村ですとなかなか導入されないところも出てしまいます。往々にしてそういうところは人口が少なく、場合によっては生きづらいことの多い場所になるんですね。もともと生きづらかなという状況で市町村単位にすると、うちではやっぱり導入できないんだなとなってしまうと思うので、ぜひ県単位でやっていただければと思います。

あと、お配りしている資料の説明ですけれども、資料②は、ちょっと漏れもあるかとは思いますが、国とか地方自治体、裁判や国外の動きなどをまとめたものです。資料②で一つ注目していただきたいのが、裁判のところで1997年に出た裁判があります。これは東京都で宿泊施設がある施設の利用を同性愛者の団体が断られたということで、東京都を相手に行われた裁判です。これは一審も二審も東京都側が負けているんですけども、東京高裁の判決ではこう言われています。一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて少数者である同性愛者をも視野に入れたきめの細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものと言うべきであって、無関心であったり、知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。このことは現在、これは平成9年当時ですけれ

ども、現在ではもちろん、平成2年当時においても同様とっています。行政側としてきちんと準備をしていない、行政職員の啓発もしていないことになると、今はもうそれが通用するような状況ではありません。きちんと行政職員への啓発、そして対応ができるように進めていただければと思います。

もう一つ、申し上げたいのは、何もLGBTの特権を保障してくださいとは全く申しあげていません。プラスマイナスのゼロに近づけていただきたいんだというだけです。実際にこの大分で暮らしている人たちが苦しい思いをしなくていいようにする、大分が好きで、本当は大分で暮らしたいのに出ていかないといけない、ここでは暮らせない、帰ってこれない、そんな大分にはしてほしくないと思っています。本日はこのような機会をいただき、本当にありがたく思っていますので、これから議会でもぜひ取組を進めていただければと思います。

森委員長 大住さん、森さん、ありがとうございました。

いろんな興味深いお話をいただきました。今、県でも4年ぶりに人権尊重施策基本方針の見直しが行われており、来年の第1回定例会のときに私どもの委員会で審議する予定になっています。策定中の基本方針では、新たにLGBTの項目が設けられることになりました。これは大住さん、森さんをはじめ、関係者の知事への要望も含めて、今お話のあったようなことが反映されているのではないかと思いますので、そういうことも踏まえて、今日お話を聞かせていただいたところです。

それでは、まず委員の皆さんから御質問等ございましたら、ぜひよろしくお願ひします。

羽野委員 ありがとうございました。話の中で福岡市と熊本市がパートナーシップ制度の関係で連携すると言われていましたが、具体的にどのように連携するのか教えてください。

森参考人 パートナーシップ制度は自治体単位なので、結局その自治体では意味はあるんだけど、転出してしまえば使えなくなります。そうすると、例えば熊本市で宣誓されていた二

人が福岡市に移り住むとなると、熊本市でやっていた宣誓は基本的には何の意味もないので、もう一度福岡市で宣誓しないといけないんですね。それに、今のところは郵送とかでの宣誓ではだめだし、代理もだめで、二人で平日の日中に赴かないといけないとしているところが多分ほぼ全てじゃないかなと思うんです。それではちょっと大変だということで、郵送や簡易な手続きで、熊本市でやっていたものを福岡市でも継続できるようにしましょうという相互利用の話です。

猿渡委員 どうもありがとうございました。私も赤ちゃんが産まれたら、男の子、女の子と聞く習慣が長く身に付いていて反省しました。

パートナーシップでは制度としては不十分だとおっしゃられていたんですけども、せっかくですから今から取り組むにあたって、どういうものが理想的だとか、ここに学んだらいいよというところがあれば。先進的な取組、効果のある制度とはどういうものなのか教えてください。

森参考人 不十分だとは申し上げたんですけども、それはもう地方自治の範囲内でやる以上はやむを得ないと思うんです。アメリカとかであれば、州ごとに結婚ができるできないといったことが決められますが、日本ではそういうことができるわけではないので、導入している各自治体のパートナーシップ制度は、地方自治の範囲内で、本当に最大限できることをしていただいていると思っています。

ただ、その効果としては、確かに婚姻のような効果は全くないんですけども、さきほど申し上げた当事者を勇気づける効果があったり、この自治体はちゃんと同性カップルがいることを分かっている、認めているということに公にすることで、県民への啓発の意義もすごく大きいと思います。

あとは、公営住宅の入居が認められやすくなることや、民間サービスを受けやすくなるということもあります。例えば民間サービスで家族割となっているようなものでは、単に申請するだけでいいものもありますが、一般的には何ら

かの書面を求められることが多くて、中には公正証書を交わして持ってこないとだめだとなっているところもあります。そうなるとう費用も手間もかかりますが、パートナーシップ制度があれば、宣誓の受領証明とかを出せばクリアできる部分もあるので、そういう点で県民の生活に役立つこともあると思います。

先進自治体としては、県単位でやっていると茨城県しかないですが、基礎自治体ではない中でどのようにされているかということをご視察に行き学んでいただければありがたいなと思います。

ほかにもいろいろ取り組んでいるところがあるんですけども、もう一つあげるとしたら宝塚市です。宝塚市は結構早めに制度を導入されたんですけども、長い間、宣誓される方が出ませんでした。ですが、ずっと市民への啓発活動を続けられて、今では人口の割に多くの方が宣誓されています。このようになかなか表にしづらいことを住民にどのように届けていくのかということ、宝塚市の事例から学んでいただければと思っています。

あとは九州ですと福岡県がいろいろと取り組んでいます。ちょっとパートナーシップ制度とは離れますが、観光業者などを対象にしたおもてなしレインボーハンドブックというものを作っています。また、性暴力の被害を受けた方への支援ということで、性暴力の被害者支援って、一般には男性が加害者で女性が被害者というケースが想定されるので、その枠組みから外れると支援を受けにくいところがあるんですけども、福岡の性暴力被害者支援センターは、きちんと検証された上でホームページにも対応できると明示しているんです。これは全国でもかなり先進的な取組になると思いますが、本当はそれが当たり前だと思うんです。ですから福岡県にもぜひ学んでいただければありがたいです。

森委員長 そのほか、委員の皆さまから何かありませんか。

ちなみに茨城県は条例なんですか、要綱なんですか、それとも宣誓なんですか。

森参考人 茨城県は条例ではなくて要綱で、制

度の中身としては宣誓制度ですね。

森委員長 ほかに質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方から、質疑等はありませんか。

堤委員外議員 本当にありがとうございました。このジェンダーの問題というのは国連でも女性差別撤廃条約だとか、国際的には幅広く取組がなされているけれども、日本、特に大分県はこういう問題に対して非常に遅れているという状況が見受けられるんですね。さきほど行政に相談するのが僅か8%と言われていましたが、この数値にも表れているのかなと思います。

これまで50数か所で講演されているのも大事なんだけど、特に大事なと思うのは、学校教育の場で子どもたちに直接先生が語りかけていく、そういう制度のようなものも作る必要があるんじゃないのかなと非常に思うんですよ。子どものときからジェンダーとか、性的マイノリティとか、いろんな問題を考えていくような教育システムも必要だと思うんですが、そういうところへのアプローチをどうやっているのか教えてください。

大住参考人 日田市の人権・同和教育課から依頼を受けて、教育委員会を通して教員向けのガイドブックを作りました。教員から授業に向けてセクシュアリティに関して勉強したいんだけど、どうやったらいいのかと相談を受けたので協力させてもらいました。できれば県でもやってもらって、各市町村に広げてもらうのが一番理想かなと思っています。

森参考人 あと資料⑧で鹿児島県教育委員会が作っている資料のリンクをあげています。そういったことをしている県もあります。

子どもは大人に比べて行動範囲が狭いので、そういう中でセクシュアルマイノリティの特徴としては、外見ではほとんど分からないことです。それは当事者にとっても同じで、自分と同じ人を探すのがすごく難しいです。そういう中で、家族にも同じような人がいないことがほとんどですので、もう独りぼっちなんじゃないかと思ってしまいやすいんですね。中には大分県

に自分のような人は一人しかいないんじゃないかと思ってしまったり。大人になればいろいろと調べて外に出て行くこともできますが、小さい子どもはそういうのができないので、本当に孤立して一人で悩んでしまうことになると思います。そういう中で、学校で話ができるとか、先生は分かってくれるということがあるとすごく力になると思います。親は近すぎて、かえって味方になれないことがあります。もちろん親が一番の味方になってくれるケースもあるんですけども、一番厳しく否定してしまって、親が一番分かってくれないこともあります。熊本市のアンケートでは、家族から化け物と言われたと回答されている方がいました。こういう子どもがいて家族では対応できない場合に学校とか、周りの大人たちが対応できるようにしていくのが行政かなと思っています。よろしく願います。

河野委員外議員 ありがとうございます。大分県では5年に1度、人権に関する県民意識調査というのをやっており、既に20年近く前から、このLGBTの問題については人権項目という形で意識調査の対象としているんですけども、なかなかこの認知度と言いますか、身近な問題として捉えきれていないという課題があって、これをどうしたらいいのかなという話はよく耳にします。知事部局の人権・同和对策課、教育委員会の人権・同和教育課では、それぞれ県民向け、学校現場で啓発をしていますが、実際のところ、なかなか効果が上がっていないという実感を持っています。

そこで、私の考え方としては、やはり当事者団体の皆さまが一番熱望されている同性婚という形、相続や、あるいは家族関係というものを、法的な規範の中にしっかりと取り入れるための制度改正を政治課題として具体化させていく必要があると思います。当事者の皆さまもいろんなネットワークを通じて、政党等に働きかけをしているかと思うんですけども、その現状についてちょっと教えていただきたいんですが。

森参考人 同性婚に関しては、この2、3年ぐらいの間に急速に熱望する声が高まってきてい

ると思います。今年の2月には全国4か所で一斉に同性婚を認めてくれという裁判が起こっており、9月には福岡でも同性婚を求める裁判が始まっています。私、実はその弁護団員でもあるんですけども、本当は裁判ではなくて、国会で立法していただければなと思うところで、そのためには一部の議員だけの理解ではもちろん立法はできませんので、私ども、まだまだ力は弱いんですけども、与党はもちろん、幅広く超党派をお願いをしているところです。でも、まだまだマンパワーも限られており、声も届いていないかなと思うんですが、イメージで抵抗感がある方も多いのかなと思っています。実際に二人で、長く地域で暮らしているという状況を見ていただければ、何も怖がるような話ではないと分かっていたのではないかなと思って、そういった声や実情を届ける活動をしているところです。

大分県を含めて地方自治体ではそんな大きな国レベルのことはできませんので、本当にささやかなパートナーシップ制度をやって、大分県内でひっそり生きている人たちの希望を作っていただければなと思っています。

後藤委員外議員 今日は森委員長をはじめ、委員、委員外議員の皆さまには、私もレインボネットワークの会員としてまずお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。今日の大住さんと森さん、あと奥さんの3人が中心ですが、相談窓口というのが県にはなくて、私もそういった当事者の方から相談を受けています。やはり相談窓口が県にあると、お子さんだとか、本当に今まで言えなくて悩んでいた方などが安心して相談できると思うんです。やはり高校生など、本当に相談できなくて困っている方が多いのが現状ですので、相談窓口の件で話をしていただければ、よろしく願います。

大住参考人 基本的に相談というのは学校の先生からうちの生徒にいたんだけど、どこに相談していいか分からなくてと言って、結局、自分は講演活動でいろんな学校に行ってますんで、それで名前を聞いて、取りあえず大住さんにとり形で話をもらうんですが、実は困ってるの

は子どもたちだけじゃなくて、学校の先生もどこに相談していいか分かっていません。先生たちは、大分県の人権研究協議会、県人協に取りあえず相談してみようと連絡するんですけども、結局、県人協もどこに相談したらいいか分からなくて、大住さんのところというのが現状です。本当に公共の相談機関がないというのは、本人も困るし、相談された周りの人たちも困るんですね。どこに相談していいか分からないので、やはり行政がここでやりますよと出してもらえると、当事者だけじゃなくて、その周りの人たちにとってもすごく有益なものになるんじゃないかなと思うので、本当によろしく願います。

森参考人 資料⑧で九州・沖縄の状況を書いているんですが、佐賀県と長崎県は専門相談を、佐賀は月2回、長崎は月1回、回数は少ないんですけども設けています。相談については二つのポイントが重要とっており、一つは、やはり専門窓口という形で、はっきりとここでやっていますよと出せるような窓口を作ってください。もう一つは、別に専門窓口以外にも相談したいですし、しますよね。なので、その専門ではない窓口でもちゃんと対応できるように、研修などを進めていただければということ。例えば相談の具体例とかに入れていただいたりとかして、ここに聞けば大丈夫だなと分かるように告知していただくと。専門相談を設けると、専門相談だけになってはいけませんので、通常の相談窓口でもきちんと対応できること。それから、それを明示してもらうことが必要かなと思います。

森委員長 それでは、時間になりましたので、以上で大住参考人及び森参考人からの意見聴取を終わります。

大住参考人及び森参考人には、本日はお忙しい中、大変貴重なお話をいただきありがとうございます。

まず、性別とセクシュアリティについて伺いましたが、基本的なことであり一番大事なことだと思います。こうした機会を、今後も大分県の教育の現場等で設けていくことは大切なこと

だと私自身も感じたところです。

現在、県でも基本方針の議論が進んでいるところですので、私どもとしても、しっかりと議論していきたいと思っています。また、パートナーシップ制度の導入等についても、これから議論が進んでいくと思いますが、さきほど説明のあったように、条例でなくても要綱や宣誓などとも言われていました。

今後、自分の思いをなかなか表に出せずにひっそりと暮らしている方々が普通に暮らしていけるよう、そういった社会づくりに向けて、これからもしっかりと勉強し、議論していきたいと思っています。

本日は誠にありがとうございました。

[参考人退室]

森委員長 続いて、おおいた障がい者芸術文化支援センターについて、意見聴取を行います。参考人の吐合紀子氏については、既にさきほどから入室され、お話を聞いていましたので、引き続き始めます。

吐合センター長におかれては、本日この委員会に説明に来てくださって、本当にありがとうございます。11月10日に総合文化センターに、おおいた障がい者芸術文化支援センターがオープンしました。オープニングセレモニーには、私も委員会の委員長として出席しました。吐合センター長からこれまでの思いや、これからのセンター運営に向けた覚悟を含めてお話をいただき、私も本当に勉強させていただきました。そのこともあって、オープンしたばかりですけれども、委員会としてしっかりこの課題を勉強していければなと思い、先日、センターをお伺いして、吐合さんにお話をさせていただくことをお願いしたところです。

実は私の母が、臼杵市にあるみずほ厚生センターで2、3年仕事をしていたこともあって。もう40年、50年前なんですけど、そういう当時のお話もしました。今日はこのおおいた障がい者芸術文化支援センターの話をお聞きし、今後の私どもの委員会運営に役立てていきたい

と思います。

早速、吐合さんからお話をいただきます。よろしくお願ひします。

吐合参考人 皆さま、こんにちは。よろしくお願ひします。吐合紀子と申します。

今、御紹介いただきましたけれども、11月10日におおいた障がい者芸術文化支援センターが開所しました。昨年の国民文化祭、障害者芸術・文化祭が一体開催され、それが打ち上げ花火にならないように、そのレガシーとして県がこういうセンターを作ってくれたことは本当にありがたいと思っています。

ちょっとだけ自己紹介させてください。私は若い頃ちょっとだけ支援学校の教員をしていましたが、その後はずっと福祉です。大分市で5年間、臼杵市で15年間、障がい者施設で相談支援専門員をしていました。高齢者施設で言うとケアマネジャーのような役割だったんですね。ですから、当事者の方や御家族の方一人一人と会っています。その中で例えば公民館で絵を習おうと思って行ったけど、ちょっと自分の居場所がなかったとか、うちの子どもは落書きばかりして困るんやと言うけれど、親がただの落書きと思っていたのが実はすごい作品だったりとか。あと、土曜や日曜日に本当に行く場がない。月曜から金曜日まででは支援学校だったり施設があるけれど、土日は家にいてテレビばかり見てるんですといった御相談がある中で、障がいのある方々の芸術活動って大事だなと思っていました。

私は、15年前から「元気のでるアート！」という障がいの当事者の方々、代表は原野彰子さんという絵手紙の講師をされている方なんですけれども、その方たちの実行委員会の事務局的な役割をしており、ライフワークとして障がいの芸術文化に関わってきた経緯がありますが、今回、センター長を仰せつかり、身の引き締まる思いをしています。

それでは、パワーポイントでお話をします。説明の中でも今の実情とかもお話ししますし、その後、こんな声をいただいているということも皆さまにお伝えしていきたいと思っています。

まず、昨年のことを振り返ってみたいと思います。昨年は、私が思うに、国民文化祭と一体開催だったことが非常に良かったです。それまでは国民文化祭があって、その後に障がい者の芸術・文化祭がありました。大分の前は奈良で、その前は鹿児島だったと思います。鹿児島のときは行きましたが、やはり鹿児島のときに思ったのは、障がい者の芸術・文化祭のときには、もう本当に福祉関係の人しかいないんですね。一般県民はいなくて、福祉施設の行事のような感じでした。ただ、それが大分では本当に一体開催という感じはしました。後ほどどんな一体開催だったかをスライドでお見せします。

あと、これは多分県から各市町村に言ってくれたと思うんですけども、県内全ての市町村で障がいのある方の作品展やステージ発表がありました。これも大きかったと思います。

あと、取組を通じて、本当に行政の方、教育関係の方、それから施設の方、もちろん当事者の方、そんな方々が一緒に何かやっという機運が高まったような気がします。

各市町村でいろんなイベントが行われたので、障がいのある人たちが、今までは見に行けたことがなかった、そういう機会がなかったという方々が、美術館や劇場とかに行く機会になった。だから当事者たちにとっても、出かけることで社会参加につながったと思っています。

今から少しだけ一体開催で良かったなと思うことをお伝えさせてください。これは日出町立図書館です。この写真は中島眞一さんという方で、この方はホンダ太陽に勤務している方なんですけれども、切り絵作家です。彼は口で筆やカッターをくわえて描くんですけども、もう一人は現代美術の作家でKanaさんという方がいるんです。もしかしたら御存じの方もいるかもしれませんが、大きなうさぎのぬいぐるみや、ユニコーンとかの大きな立体作品を作る若い女性です。その方と大分県内の「元気のでるアート！」の作家さんたちとのコラボ展示会を図書館でやりました。そして、それとは別に中島さんの公開制作もしたんですね。だから普通

に図書館に来る地域の方であったり、それから子どもたちがこうやって見ています。このときは中島さんの公開制作だけではなく、障がいの方々も原画を描いた絵に子どもたちが色塗りをやって、それを缶バッジにしました。実はこの缶バッジ、420個ほどできましたが、それだけたくさんの人たちが関わってくれたと。一人で二つも三つも作った方もいらっしゃったし、子どもだけじゃなくて、保護者の方にも一緒に楽しんでいただきました。みんなで盛り上がる事ができたなと思いました。

こちらはアートプラザです。このアートプラザでも同じ空間で、大分出身の美術家で宮崎勇次郎さんという方がいらっしゃるんですけども、この方の作品と障がいのある方々の作品が同時に展示されました。

あと大分合同新聞には「今日も創る、見て！障がい者アート」というのを連載記事で掲載していただきました。中学生から一番年齢の高い方は60代の方まで、15名の方が定期的に掲載されたんですね。もちろん御本人や御家族もとても喜んでいらっしゃるんですけども、これを見て、これに載らなかった人たちが、大分県にこういう人たちがいるんだと思うし、そして絵を載せるだけではなく、その方々の背景もちゃんと記事にしてくださっているの、これでかなり理解が深まったんじゃないかなと思っています。

あと、さきほどのアートプラザなんですけれども、アートプラザで作品展をするときに、当事者の方の公開のライブペイントを実施しました。もちろん見てくれた方々もなんですけれども、御本人にとっても、今までは作品の展示だけだったけれども、人前で絵を描いているところをみんなに見てもらおうという本人たちの自信とか、そういうものにもつながったような気がします。

あと、これはさきほどの中島さんですが、障がいのある方々が小学校に行ってワークショップをする取組はすごく大事ななと思うところで、中島さんはこの新聞の中でこのように言っています。「障がいがあってもなくても、挑戦すれ

ばいろんな可能性がある。アートはそのうちの一つです。」ということをお話されておりました。一緒に作品を作るだけじゃなくて、子どもたちと中島さんとの間の言葉のやり取りが大事だったなと思いますし、子どもたちでも特に小学校がいいなと思うのは、子どもたちが素直なんですね。だから何で車椅子なのか、いろんなことを御本人たちに率直に聞きます。きっとこれが中学生とか高校生、私たちにになったら、こんなこと聞いたら悪いんじゃないかな、失礼になるかもしれないかなと思うんですけども、小学生は何でも聞きます。そして、それに丁寧に答えるという中で、小さいときから障がいのある方々と普通に話をすることが大事だなと思います。

これも去年ですが、このときの講師は原野彰子さんで、絵手紙の方です。この方は今までも県のボランティアセンターの出前授業とかで、割といろんな学校に行ってらっしゃるんですが、実は彼女、別府に住んで、別府の学校では余りしたことがないということだったので、別府の小学校で行いました。私はいつも地域、地元が大事だと思っています。彼女の場合は、もちろん絵手紙も一緒にするんですが、自分の生い立ちをととてもよく話されます。彼女が小学校のときは、それこそ今みたいにバリアフリーとかではなかったので、小学校にはすごく行きたかったけども行けなかった。訪問教育という形で、先生がたまに自宅に来るだけだった。いつもどこに行くのもお父さんやお母さん、おじいちゃんに連れて行ってもらうことしかできず、行きたいところに行けなかったということでした。ただ、自分が大人になったときに、山口百恵さんのテレビドラマ、私は見てないんですけども、山口百恵さんが演じている車椅子の主人公が運転免許を取るというドラマがあったそうです。彼女はそれを見て、私ももしかしたら運転免許が取れるかもしれないと思って、それから運転免許を取るために、もともとは中津だったんだけど別府の施設に入って、1年間かけて車の免許を取りました。

一人で動くためには、車椅子から自分で降り、

自分で車に移乗して、そこにある車椅子を畳んで車の中に積みます。彼女は握力が2か3だそうですが、握力のない人が車椅子を畳んで、自分のおなかの上にもまず車椅子を載せて、そして後ろの席に車椅子を放り投げるといいう言い方で、本当に。車椅子を後ろに置く練習が一番大変だったと言っていました。

そういう話を初めの20分間子どもたちにするんですね。そして、やっと運転免許が取れました、私は今はどこにでも行けますと。彼女は本当にアクティブな人で、大分県中どこでも車を運転して行くんですね。そういう話をした後で、子どもたちに一緒に絵を描こうと言うと、子どもが食い入るように彼女の話の聞き、そして一緒に絵を描いて、原野さんは握力もないし、持ちにくい、不自由なところで描いて、でもすごく上手だよという子どもとの一体感、これはすごく大事だなと思いました。

11月3日に、大分県内のいろんな作家の記事が載りました。これも大きな反響があったと思います。こんなに取り上げていただけたことは本当にありがたかったです。

あと、大分県建設業協会と協定を結んで、いろんな工事現場に障がいのある方々の作品の絵を少し載せるという取組ですが、これは今も継続しています。初めのうちは作家同士で誰々の絵がどここの工事現場にあったよというのを連絡したり、卒業した学校の先生が、あなたの絵をどこどこで見たよという電話があったとおっしゃっていました。また、協会の方が配慮していただいたと思うんですね。豊後大野市だったら豊後大野市関係の作家の絵を使ってくださり、大分市だったら大分市出身の作家の絵だったりという配慮もしてくださって、それもありがたかったなと思います。

それでは、ここからは法律について。まず、1946年の日本国憲法第25条です。全て国民は文化的な生活を営む権利とあります。あと、1970年の障害者基本法です。全て障がい者は文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとあります。次に2001年の文化芸術振興基本法です。これには生まれな

がらの権利であるとうたわれています。この文化芸術振興基本法が文化芸術基本法になり、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉という言葉が出てきて、次に産業、教育、その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこととあります。

そして、障害者文化芸術活動促進法という法律ができました。ここでは障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進というのがうたわれています。お手元の資料に、その概要がありますので御覧ください。資料1ですので、また見ておいてください。

こうやって障がいのある方々の芸術活動を法律も応援してくれるようになり、厚生労働省でも、まず平成26年から28年にかけて、障害者の芸術活動支援モデル事業というのがありました。その後、29年から今年まで、障害者芸術文化活動普及支援事業をやっています。冒頭、委員長から御紹介いただきましたが、私は臼杵市の社会福祉法人で仕事をしていたんですが、実は平成29年からその法人でこの事業をしており、今はセンターでこの事業を引き継いで実施しています。

皆さまのお手元に障害者芸術文化活動普及支援事業のパンフレットをお配りしています。これは厚労省が作成したのですが、できたばかりです。遅いなとちょっと思ったんですけども、1週間前に届きました。厚労省では、来年の東京2020オリンピック・パラリンピックの年には、全国の都道府県に必ず1か所、私どものようなセンターができればいいなと計画しており、今の時点では全国32の都道府県にできています。この地図の中で、色が薄いところがまだできていない県となっています。

大分県の状況を少しお話ししたいと思います。まず平成28年3月に障がい者の芸術活動支援に関する提言がありました。障がい者の芸術文化活動に対する直接的な支援としては、まだまだ個々の機関、学校現場であったり、福祉施設や病院での取組が中心になっています。また、事業所の規模や財政状況によってすごく格差があります。やりたいなと思ってもなかなかでき

ていないという現状です。あと、どこに行ってもなんですが、障がいのある方が利用できるような活動の場がありません。やりたいなと思っても、施設や学校の中ではそういう教科だったり、例えばデイサービス中の余暇活動ではあるんですが、障がいのある方々が、趣味でコーラスクラブに入りたいと思ったり、何か絵を習いたいなと思っても、行く場所がまだまだないです。あと、そういうことに関しての相談機関が住んでいる地域にはありません。やっと11月10日に私どものセンターができましたが、やはり自分の住んでいるところで相談しないと、じゃあ佐伯の人がわざわざ大分まで来ますか、日田の方が大分まで来ますかというところではあります。

そうは言いますが、おおい障がい者芸術文化支援センターができましたので、少しだけこの説明をします。11月10日に開所式がありました。このときは障がいのある森田かずさんと、美術家の北村さんのダンスパフォーマンスで始まり、トークショー、中島さんの公開制作、缶バッジのワークショップ、障がい者アートの展示会とかを *i i c h i k o* グランシアタ1階のアトリウムプラザで行いました。関係者が80人くらいでしたが、総勢で230人くらいの方にお越しいただいたんじゃないかと思えます。何で230人くらいと思ったかと申しますと、やまなみ工房さんが自分たちの説明をするパンフレットを200部持ってきたんですが、それが全てなくなって、資料がありますかという問合せもいくつかありました。また、親子で来た方には親にしか渡していないですし、ヘルパーと一緒に来た方には当事者の方にしか渡さなかったもので、200人以上の方が来ていたなと思えます。

次が、おおい障がい者芸術文化支援センターの説明ですが、お配りした黄色のパンフレットを御覧ください。相談支援は何でも相談です。もうよろず相談、何でも相談してくださいというところ。交流はワークショップです。これはさきほども申しましたが、障がいのあるアーティストの方を小学校に派遣して、一緒にワ

ークショップをするという障がいのあるアーティストが講師となる交流事業です。次は人材育成です。さきほどのLGBTの話にもありましたが、何も障がいのある方に変われというものではないんです。私たち支援する人たちが、それから環境が変わらないと障がいのある人たちが生きやすい社会にはならないと思います。例えば行政や美術館、劇場などの方々に障がい特性などを知っていただくためのセミナーを開催するほか、そういう人たちを応援したいという企画や運営ができる人材の育成もしていきたいと思っています。

また、なかなか情報がないという声もよく聞くので、これからはホームページやSNSを通して情報発信していきたいんですが、障がいのある方、特に知的障がいの方は、パソコンをしなかったり、見えにくかったりといったいろんなハンデもあるので、その辺の対応はこれから考えていきたいと思っています。

創造の機会の提供ですが、オープンアトリエとは、学校や施設にプロの方を派遣して、みんなと一緒にアトリエ活動するというものです。あと鑑賞機会、発表機会の提供ですが、大分県立美術館で常設展をできるようになりました。これは資料に入れていますが *g a l l e r y M A P O* と申します。これを反対から読むと *O P A M* です。 *M A P O* とはという説明も書いていますが、 *M A P O* には魔法のポケットという意味を込めました。小さなポケットから魔法のように生み出される不思議な作品たちをイメージしており、今、第1回目で国見に住んでいる中野マーク周作さんの陶芸作品を展示しています。

今年の様子をお伝えしたいと思います。やはり去年の打ち上げ花火ではなく、継続した支援ということで、今もまだ展示していると思いますが、大分駅前の地下道です。これは大分市からの依頼だったんですが、大分駅前の地下道で、ラグビーワールドカップにちなんだ作品も入っていますが、こうやって展示されています。あと、24時間テレビのときは *O P A M* で障がいのある方々の展示ができました。去年まではテ

レビ大分のフロアだったんですが、より多くの人ということで、今年はOPAM1階のアトリウムでした。

この「うすきまちなかアート！」についてはチラシもお配りしています。これは県が、国民文化祭、障害者芸術・文化祭のレガシー事業として補助金を出しています。県、市それぞれで2分の1ずつの補助事業となっています。この「うすきまちなかアート！」は、実は今年で4年目になります。もちろん商店街の人も協力してくれていますし、商店街の宣伝にもなる。そうすると商店街にもお客さんが来ますし、商店街の中にいろんな作家の作品を展示することで作家と商店街の人たちのコミュニケーションも深まる。なおかつ支援学校の先生方など関係している人たちも臼杵の商店街に足を運ぶため、商店街の活性化にもつながります。パンフレットの裏面を御覧ください。障がいのある人だけの作品ではなくて、サーラ・デ・うすきという公共の場では、うすき街色絵画教室展というのを臼杵市がしたそうですが、そこでは子どもたちの作品も同じ時期に展示しました。つまり、障がいの人だけのものじゃないというのが「うすきまちなかアート！」です。

あと、ワークショップもたくさん開催しました。商店街の中のお店やサービスセンターみたいなところで開催し、多くの方にお越しいただきました。あとこれは臼杵市中央公民館であったドリームフェスタというイベントの中での缶バッジのワークショップです。缶バッジってすぐ作れているんな方が楽しめるので、とてもいいツールだなと思っています。

臼杵市では、15年ぐらい前から相談支援事業所が地域にあるコミュニティセンターで年間100回以上、このようなチャレンジ教室を開催しています。これは臼杵市に住んでいる障がいのある方もない方も来ていいですよという教室で長く続いているんですが、臼杵市の障がいのある方全員には、まだまだこの教室のことは伝わっていないと思います。おおよそ年間1千人ぐらいの当事者の方が参加されていますが、延べ人数の1,605名という数字は、障がい

のある方お一人ではなかなか参加されないの、ヘルパーの方や保護者の方と一緒に参加しているからです。だからそのような支援をする人たちがどこまで理解し、どこまでその方々に寄り添えるかという視点が大事なことだと思います。

最後になります。この成果というのは今まで普及支援事業をやってきたりとか、アートの展示会をやってきましたが、まだまだこれからという感じですね。できましたというのではなく、こういうことが始まってきましたという意味での成果です。ですからオープンアトリエや展示会をすることで、継続できるような人材ができてつつあるということです。それから本人や家族、地域の協力者とのネットワークが形成されつつあります。また、身近に相談の場があることで、相談ニーズの聞き取りや対応ができるようになりました。あとは芸術活動の裾野が広がり、アーティストの発掘にもつながってきました。でも、まだまだこれからです。まだまだ埋もれている方はたくさんいらっしゃいます。いろんな研修をすることによって、著作権などの権利保護といった意識も高まってきました。でも、もっともっとたくさんの方に知っていただかないといけないなと思っています。

課題としては、成果でも申し上げましたが、全てできつつあることなので、指導者の確保や支援者のスキルアップをとにかく継続していくことです。人材育成が1年や2年でできることだとは思っていませんので、とにかく継続していくことです。それから、当事者の方が参加できるようなオープンアトリエとかワークショップのような場を作っていくことで、芸術文化に触れる機会、鑑賞の機会とか、発表の機会をこれから作っていきます。それから幅広いネットワークの構築と連携、こちらも芸術関係者だけではなく、アーティストや経済界、行政、教育関係の方々とのネットワークづくりについては、これから作っていかないといけないと思っています。県のセンターはできましたが、それぞれの市町村の中で相談を受けているところでも、今後県と市町村をつなぐ中間支援機能ができていけばいいなと思っています。このほか二次使

用による商品化だったり、販売への支援というのもこれからの課題となっています。

やっと種がまかれたなというところです。そして今、少しですが芽が出てきましたがまだまだです。これから花を咲かせていきたいと思えます。さきほどの講演とも共通しますが、性に関係なく、障がいに関係なく、全ての人たちが個性をいかして豊かに暮らせるように、幸せだなと思えるような社会にするためにも、そういった共生社会の実現を目指していきたいと思っています。ありがとうございました。

森委員長 ありがとうございます。

本日、お手元に資料があると思います。よろしければ資料の説明もしていただけますか。

吐合参考人 2月に、「やっぱりぼくにはわからん展」という大きな展示会を開催します。これは滋賀県のやまなみ工房の展示会です。やまなみ工房の山下施設長ですが、もしよかったらインターネットで検索してみてください。今、世界でも注目を浴びているところですが、その方々の展示会とギャラリートークも開催します。

また同時開催として、こちらは大分県内で活躍する36名の方々の作品と、高山辰雄賞ジュニア美術展で受賞した特別支援学校の児童生徒の皆さんの作品と一緒に展示します。場所はOPAM3階の展示室Bというとても広いところで展示します。障がいのある方々の作品展をこのような県立美術館で展示ができることは第一歩かなと思っています。ぜひ議員の皆さまには、この展示会だけは来ていただきたいと思っています。お願いいたします。

こちらはハートオブクリスマスというイベントですが、3、4年前は障がいのある方の作品展示をこの期間にしていましたが、今年度はOASISアトリウムステージで、スタート・ぷらすと書いています。このスタート・ぷらすとは、日田の障がい者施設の皆さんのグループで、この方々も発表します。障がい者の方の祭典ではなく、こういう普通のイベントのときに障がいのある方々のグループが発表するのも意味があることかなと思います。

あとは、こちらはお土産になりますが、原野

彰子さんのカレンダーです。卓上カレンダーになっていますので、どうぞまたお使いください。

最後にこのセミナーの説明はしなかったんですが、こういうセミナーも実施していますので、興味のある方はお越しいただければありがたいです。資料説明は以上です。

森委員長 ありがとうございます。

それでは、まず委員の皆さまから質疑等はありませんか。

猿渡委員 どうもありがとうございました。昨年の国民文化祭が一緒になって開催されたことで、やはり共生社会に向けての取組が進んできているんだな、いいことだなと思いました。

私の友人で、車椅子でいろんな詩を書いたり、小説を書いたり、健常者の絵を描かれる方とコラボ展をしている方がいるんですが、やっぱり一般のOPAMとかで展示するなど、健常者と障がい者の境目がないことを目指していく方向性かなと思うんですね。今後に向けて、その辺の取組とかをもう少し詳しくお聞かせください。

吐合参考人 私自身、まず障がい者アートという言葉自体がおかしいなと本当に思っています。じゃあ健常者アートがあるのか、アートはアートだ、いいものはいい、おもしろいものはおもしろいと思っています。ただ、やはりその過程として、今は障がい者という言葉を入れることで多くの方に興味を持っていただいているので、今の時点では障がい者という言葉が入ってくるものと思っています。もちろん私どもの事務所もおおいた障がい者芸術文化支援センターなんですが、別に芸術文化で支援してほしい人っていっぱいいるわけですよ。だから障がい者だけに限らずアドバイスが欲しい人はたくさんいます。だけど、やはり今は障がいのある方々が相談するところが本当にないので、今は障がいという言葉があると思っています。いろんなところで障がいと言うけれども、私だって、もしかしたら明日、交通事故に遭ってどうなるかも分からない、高齢者になったらみんなどうなんだというところもありますので、やはりそういう意味では一人一人を大事にすることだと思います。

展示会などについても、オープンしたばかりではあるんですが、いろんな方から問合せがあります。どこかで展示会をできませんかとか、習いに行く場所はありませんかとかですね。展示会もいろいろで、もちろんOPAMやアートプラザであったり、大分市民の展示会というものもありますが、例えばすごく身近なところでは、公民館や銀行、郵便局での展示もあると思うんです。ただ、そのときの展示をただ画びょうで掲示するのではなく、どうやったらもっときれいに見えるかとか、展示するときの額装の仕方やマットの選び方、キャプションの付け方であったり、作者のプロフィールをどう書いたらいいかなどのアドバイスをしていきたいと思っています。

森委員長 ほかに質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方から、質疑等はありませんか。

河野委員外議員 大変お世話になります。以前も御講演いただいたときに、そのとき参加した議員から、こういった障がい者アートに触れる機会とともに、やはり障がいを持った作家の皆さんを支援する手段として、常設的に作品を購入できる場についてはどうなのかという話があったと記憶しています。今回このセンターができた機会に、そういったいろんなところで障がい者アートに触れて購入もできる、あるいは作家の皆さんの支援につながるような購入の機会については、今の時点でどう検討されているのか教えてください。

吐合参考人 ありがとうございます。結局何か物を売ることが大事で、まず原画を売るというのも一つです。それからそれをTシャツにするとか、クリアファイルやカレンダーにして売る。もう一つは二次使用といって、これは本当に進めていきたいのですが、デザイナーに原画をアレンジしてもらって物にしていくことです。去年の選挙のときには県から依頼を受けて、障がいのある方々の原画でクリアファイルを作って、18才から投票できますよというクリアファイルを配ったりしたんですが、少しだったんです

けれども、その対価をいただいたことはありません。

本当に売っていくとなれば、著作権の問題であったり、価格設定などお金が絡むととてもナイーブで難しくなります。ですから、それを自分たちもセミナーとして勉強していきますが、実際に東京の銀座では、障がいのある方に特化した作品を販売するギャラリーもできています。なかなか大分にもすぐにそういうギャラリーができるかという、まだまだとは思いますが、例えば大分県内のギャラリーで作家たちの希望があれば、私どもが間に立てることができるかなと思っています。

あと常設となったときに、空き店舗がいっぱいあるので、個人的にはその空き店舗の中でできたらいいなと思っています。そして、そこには障がいのある方が受付など、仕事としていつもいて、障がいのある方々の絵が売れていけばいいなとは感じますが、まだ実現していません。ただ、そういう希望はたくさん出ています。

今もOPAM1階のミュージアムショップには、障がい者のと銘は打っていませんが、この原野さんのカレンダーも売っていますし、中野マーク周作さんの陶芸作品も売っています。あと同じコーナーではがきや缶バッジなどは、常設でOPAMのミュージアムショップで売っています。絵画を売っているわけではないですが、そういうグッズは販売しています。

あと豊後大野市の施設で、名前とか言っているんですね。（「いいです」と言う者あり）豊後大野市にはめぶき園という施設があり、大分県内では多分ここだけですが、アート課という課を作り、アートに特化した活動をしています。なごみ園とめぶき園という二つの施設があって、どんこの里いぬかいというレストランと言うか、ドライブインのようなところがあるんですが、そこではなごみ園やめぶき園の方が作ったものを売っています。ぜひそういうところも視察していただけたらうれしいなと思っています。

小嶋委員外議員 どうもありがとうございます。今年の国民文化祭を通じてこういう組織が

できたことは、文化祭の意義が大きかったなと思っておりますし、それだけに引き続きこれを守り育てて、本当に定着していくといいなとお話を伺いながら感じました。

さきほど、吐合さんが課題のところでも中間支援機能の必要性とおっしゃっていました。お話の中では、市町村の中にもということがあったんですが、どのようなイメージを描かれていますか。18市町村ありますが、大分市は中心地ですからともかくとしても、それ以外のところにもこういう拠点を作っていくということになるのか、イメージを教えてください。

吐合参考人 障がいのある方々には移動手段がありません。なので、自分の身近なところで相談ができる、自分が描いた作品を自分の地元で、隣保班の人に見てもらい、自分が行った小学校の同級生や先生に見てもらいというように、自分の地元でということが大事じゃないかと私は思っています。今やっている厚労省の普及支援事業の人材育成の中で、そういう企画をしたり支援する核となる人が育ってくればいいなと思っております。その核となる人が全部大分市に集中するのではなく、それぞれの市町村に核となる人が育てばいいなと思うので、例ですが、宇佐市にルポーズという施設があるんですが、そちらで普及支援事業のアトリエ活動をしました。今、ルポーズでは、地域の方が来て活動してもいいよという場所を、自分たちの施設内に作られました。大きな施設の中ではなく、以前使っていた建物をそういう活動の場にしています。

国東市では、福祉分野ではなく教育だと思うんですが、国東市としてアトリエ活動ができるような予算を中野マーク周作さんのお父さんが中心となって市と話をして確保して、今年度から各施設に講師を派遣する事業を始めています。

去年、日田市は芸術祭のときに日田杉を使った額縁とかも作ったと聞いているんですが、それは専門家のアーティストとのアトリエ活動の後の話合いの中で、せっかく日田は日田杉があるんだから利用できたらいいねというアドバイスを踏まえてできたものです。多分、福祉施設

の方と行政の方が話をした結果だったと思います。

センターが全部の市町村に満遍なくというのは難しいので、そういう拠点となるところを応援していきたいと思っておりますが、やはりこれには予算が付いてくるものと考えています。なかなか福祉施設が手を出すのは難しいかなというところも感じます。

森委員長 それでは、予定の時間になりましたので、ここで吐合参考人からの意見聴取を終わります。

本日はお忙しい中、大変ありがとうございました。おおいた障がい者芸術文化支援センターについては、総合文化センターの4階にあります。ぜひ皆さんも足を運んでいただければと思います。

さきほどお話をあつたとおり、2月5日からは、おおいた障がい者アート展がありますし、滋賀県をやまなみ工房にいらっしゃる作家の作品については、先日、私の一般質問でも紹介しましたが、世界的に評価も高く、価値あるものと伺っています。ぜひ足をお運びください。

おおいた障がい者芸術文化支援センターが、それぞれの施設や地域との橋渡し役として、これから大きく発展できるよう、私どももしっかりと環境整備に努めていきたいと思っております。

本日はありがとうございました。

ここで暫時休憩し、午後1時から再開します。

午前11時54分休憩

午後 1時00分再開

森委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を再開します。

本日審査いただく案件は、前回からの継続請願1件、今回付託を受けました議案5件、請願1件及び総務企画委員会から合い議がありました議案4件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより福祉保健部関係の審査に入ります。

まず合い議案件の審査を行います。初めに総務企画委員会から合い議のあった第110号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち福祉保健部関係について及

び第113号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分について、一括して執行部の説明を求めます。

北村薬務室長 第110号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について説明します。議案書は19ページですが、説明は委員会資料で行います。福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開きください。

事務処理の特例に関する条例は、地方自治法に基づき、知事の権限に属する事務のうち、市町村長に権限移譲する事務の範囲を定める条例です。

1の背景・改正理由を御覧ください。第8次地方分権一括法が平成30年6月27日に公布され、毒劇物の原体の製造業及び輸入業の事業者登録等に関する事務と権限が国から都道府県へ移譲されることになりました。

2の現在の毒劇物営業者登録の事務処理フローを御覧ください。左側の図のとおり、原体の製造業と輸入業については、事業所を管轄する保健所で登録申請の受付を行っており、大分市内は大分市保健所が管轄になるため、特例条例により、受付事務を大分市に移譲しています。その後、県を経由し、九州厚生局に送付します。九州厚生局が作成した登録票を、県を経由し、保健所から事業者へ交付しています。また、製剤の製造業と輸入業については、右側の図のとおり、保健所で受付を行い、県で登録証を作成し、保健所から事業者へ交付しています。

3の令和2年4月1日以降の事務処理フローを御覧ください。法改正後は全ての業態について県で登録を行うこととなるため、県を経由し九州厚生局へ進達する事務がなくなるものです。

4の新旧対照表を御覧ください。現行の「知事又は知事を経由して厚生労働大臣」の部分を、「知事」に改めるものです。なお、大分市の事務は、従前と変更はありません。

5の施行日を御覧ください。施行日については、毒劇法の一部改正の施行日である令和2年4月1日としています。

続いて、第113号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。こちらも委

員会資料で説明を行います。資料2ページを御覧ください。

1の毒物及び劇物取締法改正の内容を御覧ください。こちらも第8次地方分権一括法による毒劇法の改正によるものです。

右側の事務フローを御覧ください。現在、毒劇物の原体の製造業・輸入業については、県を経由し、国が事業者登録を行っており、登録手数料は、県が2万700円、国が1万4,100円となっています。また、製剤の製造業・輸入業については、県が登録事務を行っており、登録手数料は県のみ2万7,200円となっています。今回の改正により、原体も製剤も県で登録を行うこととなるため、使用料及び手数料条例を一部改正するものです。

2の手数料の改正内容を御覧ください。二つに分かれている区分を削除し、金額を現在の製剤の製造業・輸入業の金額に統一し、そのほか登録票の書換え、再交付に関する手数料の名称を整理するものです。

3の施行日を御覧ください。施行日については、こちらも毒劇法の一部改正の施行日である令和2年4月1日としています。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

井上委員 大分県での取扱いは何件ぐらいあるんですか。

北村薬務室長 資料1ページの右側の表ですが、原体が県内で10です。毒劇物製造業が12、輸入業が3となっています。

井上委員 取扱い件数は。

北村薬務室長 取扱い件数について、今回該当する部分については10件です。

井上委員 件数的にはどうなの。

廣瀬福祉保健部長 10件です。さきほどの表にあった原体というのは、毒劇物の基を取り扱う事務のことです。

井上委員 10件となると、手数料は27万円となるわけ。（「はい」と言う者あり）

廣瀬福祉保健部長 もともと国の手数料は、県を通過して国に流れていました。県の手数料が2

万700円かかり、国へ申請書を送る手数料で国から1万4,100円取られていました。それを今回の改正で2万7,200円に落とすため、業者にとっては手数料負担が下がることとなります。

井上委員 それで件数が10件ですか。

廣瀬福祉保健部長 県の収入として10件ぐらいあると。

井上委員 つまり国から移譲されても、それほど県の収入が上がることはない、そのように考えてもいいのかな。

北村薬務室長 そのとおりでいいと思います。

濱田副委員長 この毒物というのは、どのぐらいの種類があるんですか。

廣瀬福祉保健部長 毒物は28種類あります。例えば水銀やヒ素などが一般的に認知されているものだと思います。あとはクラレとかシアン化系などがありますが、そういったものが28種類登録されています。

森委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決しますが、第110号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についての採決は、生活環境部の審査の際に一括して行います。

それでは、第113号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に付託案件の審査を行います。

まず第108号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

廣瀬福祉保健部長 第108号議案令和元年度

大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、福祉保健部関係について説明します。なお、議案書は1ページからになりますが、委員会資料で説明を行います。資料の3ページをお開きください。

当部に関係する11月補正予算総額は、表の中ほどの段、11月補正予算欄の福祉保健部の太枠で囲んだ部計①3,622万9千円の増額です。これをお認めいただければ、資料一番上の段の既決予算額の部計1,010億7,591万6千円に加えた予算総額は、一番下の段の現計予算欄の部計②1,011億1,214万5千円となります。

補正事業の具体的な内容については担当課長より説明させます。御審議のほどよろしく願います。

藤内健康づくり支援課長 11月補正予算に係る事業について、健康づくり支援課から説明します。資料の4ページを御覧ください。周産期医療体制推進事業費3,622万9千円の増額です。

資料の1現状・経緯を御覧ください。本県の周産期医療については、（1）県内のNICU（新生児集中治療室）病床数のとおり、県内5か所の周産期母子医療センターで対応してきましたが、（2）経緯のとおり、来年3月末でアルメイダ病院のNICU病床6床を廃止したいとの相談があり、県の周産期医療協議会で周産期医療体制の再編について検討を行いました。再編の検討にあたっては、アルメイダ病院が担っている周産期医療の評価とともに、国の周産期医療体制整備指針や県内のGCU（新生児回復期治療室）の機能強化も考慮し、NICUの必要病床数を24床とし、県立病院に3床の増床を要請することとなりました。

今回の補正においては、NICUの3床増床に必要な医療機器の整備を行う県立病院に対してその経費の全額を補助するもので、具体的には、表のとおり新生児用開放型保育器や人工呼吸器等の機器を整備する予定です。

体制の整備については、後ほど病院局から説明の予定ですが、NICUの3床増床に対応す

る人員を確保するため、定数条例を改正し、看護師、臨床心理士、薬剤師の定数増を行うものです。あわせて、医師、理学療法士については、現状の定数内での増員を行います。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

猿渡委員 NICUとしては3床少なくなるんですが、GCUの方がニーズが高いということだと思います。資料を見ますと、地域格差が見られるなと思うんですね。この議案についてはこれでいいと思うんですけども、その辺の地域格差についてどのように考えているのか、お聞かせください。

藤内健康づくり支援課長 御指摘のように南部医療圏、豊肥医療圏には周産期医療施設がありません。そうした県南地域において、NICUで治療が必要なお子さんについては、県立病院において、医師が同乗して未熟児を迎えに行くカンガルー号の運用により、迅速な治療を開始できるような体制を取っています。また、県西部についても西部医療圏には周産期医療施設はありませんが、高速道路を使って30分ほどで久留米市にある聖マリア病院や久留米大学病院があるため、県西部については、県外ではありますが、その二つの病院と連携を取りながら対応している状況です。

土居委員 アルメイダのNICUがなくなって、これからは県病で一手に引き受けるということですが、県病でもやっぱり在院日数がどんどん延びていく傾向になって、満床で受け入れられないという状態も危惧されると思うのですが、その辺の対応はいかがでしょうか。

藤内健康づくり支援課長 NICUで長期入院児が増えてくると、せっかく9床を12床に増やしても、それが長期にわたって患者で埋まってしまう。それについては平成22年からNICUコーディネーターという看護師を配置して、長期入院になりそうなお子さんについては在宅で、例えば気管に挿管してあったり、気管切開しても在宅で看られるような、いわゆる病的な小児の在宅医療を推進する取組をもう1

0年近く前から進めています。その辺りが非常にスムーズにあって、半年以上といった比較的長期入院するお子さんは、今の県立病院では非常に少なくなっている状況です。今、懸念された状況というのは、県立病院においては少ないものと認識しています。

土居委員 県病の努力があると思うんですが、そこにはやっぱり福祉施策とか、教育分野も含めて、在宅でできるような体制づくり、支援を引き続きよろしくお願いします。

井上委員 金額的には大体どれくらいなの。医療機器や人件費の内訳は。

藤内健康づくり支援課長 それは病院局でやっていますので、ここで細かな数字を申し上げることができません。

森委員長 後ほど病院局から説明があると思いますので。よろしいですか。

井上委員 分かりました。後で聞きます。

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第117号議案無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、執行部の説明を求めます。

幸福社保健企画課長 委員会資料の5ページをお開きください。第117号議案無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明します。なお、議案書は58ページからですが、委員会資料で説明を行います。

本条例については、前回の常任委員会において、条例制定の背景等について説明しましたが、今回は議案上程にあたり、制定条例の内容等を含め改めて説明します。

まず、1無料低額宿泊所についてですが、社

会福祉法に規定する生活保護受給者など生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設で、定員が5名以上のものです。

次に、2条例制定の背景ですが、社会福祉法が改正され、居住するにあたって十分なスペースを提供しないことや、本人の同意に基づかず生活保護費から施設利用料を徴収することを防ぐなど、法令上の規制が強化されました。

法改正の主な内容については、(1)の社会福祉法人以外の事業者が無料低額宿泊事業を行う際の事前届出制の導入や、(2)の設備や運営に関する最低基準の創設などですが、最低基準については、都道府県条例で定めなければならないとされたことから、今般、新たに条例を制定するものです。

制定条例の主な内容については中ほどに記載していますが、詳細については6ページにより説明します。

まず、1 無料低額宿泊所の範囲についてですが、(1)の事業の範囲及び(2)の居室使用料の要件をどちらも満たすものが該当施設となります。なお、(1)の事業の範囲については、①の入居の対象者を生計困難者に限定している場合や、②の入居者のおおむね半数以上が生活保護受給者で、施設の利用契約など賃貸借契約以外の契約により入居している場合などが該当することとなります。

次に、右上の2設備・運営の基準についてですが、入居者の適切な処遇を確保する観点から定めるものです。(1)の設備の基準については、居室面積などに係る基準を定めています。また、(2)の運営の基準については、職員数や運営規程などに係る基準を定めています。また、大分県が独自に定める事項として、3のとおり、暴力団関係者を排除するための規定を追加しています。

お手数ですが、資料5ページにお戻りください。3県内の対象施設ですが、現在、4施設あります。

最後に、4 施行期日についてです。令和2年

4月1日からの施行となりますが、本体施設と一体的に運営される附属施設であるサテライト型住居に関する規定については、令和4年4月1日からとなります。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

濱田副委員長 定数が43名ですが、現在の入居率はどの程度ですか。

幸福社保健企画課長 5ページの下表があり、副委員長がおっしゃるように43名ですが、12月1日現在で32名が入居中です。その内訳ですが、太陽住宅は定員と同じ20名、ときわ荘が7名、けいせんプラザが4名、くすのきハウスは1名で、合計32名になります。

濱田副委員長 入居条件が資料にあります。例えば審査の結果入れないという例はあるんですか。

幸福社保健企画課長 6ページですが、本県では入居対象者を生計困難者に限った施設としています。私どもがお伺いする範囲では、例えば住み込みで働いていて、職を失うと同時に住む場所もなくなったといった状況であれば受け入れていただいているとお聞きしています。

濱田副委員長 それぞれ定員が決まっていますが、審査自体はそれぞれの施設で個別にするんですか。

幸福社保健企画課長 対象施設については、社会福祉法第2条に基づく事業として取り組んでいただいています。ある意味、地域貢献、社会貢献という側面もあり、今はまだ条例等で定めていませんので、それぞれの施設ごとのガイドラインに沿ってやっています。

吉村委員 このサテライト型住居は1年以内という区切りが出ていますが、この本体施設にはそのような期間は定められているのでしょうか。

幸福社保健企画課長 基本的には一時的な住居としていますので、場合によっては1か月というのがありますが、なかなか住む場所が見付からない場合は、入居期間などを設けずにやっていると聞いています。

吉村委員 臨機応変にという考え方でやってる

んですかね。

幸福祉保健企画課長 さきほども申し上げましたが、やはり事情がありますので、できるだけ早めに。例えば生活保護受給が必要な場合については、まずは生活保護を受けていただき、そして住居を転居するという形になっていますので、ケースバイケースとお聞きしています。

猿渡委員 短期で必要な方に入っていただくという話だったんですが、どのように周知しているんでしょうか。私はこれまでいろんな方を支援してきたつもりなんですが、太陽の家こういうところがあるって、恥ずかしながら知らなかったんですね。だから例えば市役所の生活保護の窓口などで、必要と思われる方に対してお知らせするという形でやっているのか、そういった方を支援している団体などにもお知らせすることが大事かなと思うんですが。

幸福祉保健企画課長 太陽の家については、もともと雇用促進住宅という経過もあって、今のよう形に転用された経緯があり、ほかの施設とは違うんですが、太陽の家以外の3施設は、いずれも平成27年から社会福祉法人の貢献事業という観点でスタートしています。定員はそこまで多くはないですが、こういったものについては、やはり突然、住宅等がなくなった場合に必要だと思っていますので、市町村等を通じて周知を図っていきたいと思っています。

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願3ハンセン病元患者家族の人権回復とハンセン病問題の全面解決について審査を行います。本請願については、関係する文教警察委員会にも合議していることを申し添えます。また、本請願については、生活環境部人権・同和対策課にも関係するため、藤本審議監

兼人権・同和対策課長にも出席していただいています。それでは、執行部の説明を求めます。

藤内健康づくり支援課長 表紙が緑色の請願文書表をお開きください。請願3ハンセン病元患者家族の人権回復とハンセン病問題の全面解決について説明します。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律が11月22日に公布、施行され、ハンセン病元患者家族等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、名誉の回復及び福祉の増進を図ることが定められました。

県では、平成13年のハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決を機に、講演会の開催や療養所訪問研修、新聞やホームページ等による広報、人権啓発イベントへの参加等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発等に力を入れてきました。

元患者家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、ハンセン病に対する偏見や差別の解消に向けて、正しい知識の普及・啓発になお一層取り組んでいきます。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

濱田副委員長 まず、元患者家族の対象人数は、県内でどのくらいなのか。現在、我々もこのハンセン病については余り見聞きしないですが、現在の患者やその家族がどのくらいいるのか、分かれば教えてください。

藤内健康づくり支援課長 今回の補償金の支給対象である御家族については、国において全国で2万4千人と言われていますが、実は県内において、元患者御家族がどこにどれくらいいらっしゃるかという情報はありません。今回のこの補償金の受付や相談も、国が一元的に窓口、専用電話を設置して対応することになっています。そういう意味で、残念ながら県には、今、県内にどれくらいいるのかという情報はない状況です。

それから、元患者という言い方になりますと、例えば県内出身の元患者の方は21人いらっしゃって、熊本や鹿児島、香川県の療養所に入っ

ているんですが、今、患者と呼べる方は年間ほとんど発生がないと聞いています。

濱田副委員長 全国に2万4千人と言うとかなりの数ですよね。プライバシーとか、何らかの規制があって県内に何人という発表をしないのか。若しくは根本的に発表しない、あなたの県には何人いますよということを言わない理由があるんですか。

藤内健康づくり支援課長 基本的には情報そのものがないので、今言われたようなプライバシーに配慮してという状況ではありません。

廣瀬福祉保健部長 少し補足します。今、課長が言っているのは、国が全ての情報を持っていて、県には伝えてくれていないということです。さきほど言った21名については、大分県出身で各療養所にいらっしゃることは分かっているんですが、その関係者である今回の対象となる家族については、すごく範囲が広いんですが、そういった方々が今どこにいらっしゃるといった情報は国で一元的に管理しており、私ども県では把握できない状況です。

井上委員 県で分からんのに、相談窓口を早急に開設することと言われても。県が何も分からんのに相談窓口を作ってもどうなのか、誰が相談するかもよう分からんのに。

藤内健康づくり支援課長 今、全国に療養所が13か所あり、その療養所には元患者の入所者やその御家族についての情報があるようです。つまり国は、そういう療養所経由で御家族の情報も把握した上で、全国で2万4千人という対象者の数を推定していると思われま。相談窓口はあくまで国が設置し、対応することになっています。

井上委員 大分県の場合はどこに相談に行けばいいの。

藤内健康づくり支援課長 もし県に相談された場合は、国が今回開設した専用の電話相談窓口を御紹介することになります。実際に当課にも1件相談がありましたが、国の相談窓口を御案内したところです。

猿渡委員 本当に偏見や差別がすごかったので、そういう方がいらっしゃるということをひた隠

しに生活していた方は多いと思うんですよね。県としてもそういう把握できない方々に対して、どこに相談したらいいかという周知をどうやっていくのが大事だと思います。高齢の方も多いと思うので、インターネットとかでは難しい方もいらっしゃるのではないかなと思うんですね。そこを幅広くどう周知していくのか。せっかく県に相談したら国に相談してくれと言われて、東京まで電話をかけるとなると、またハードルが上がるのでは。その辺もちょっと気になるんですが、もうちょっと敷居を低く、相談しやすい配慮がいると思うんですが、どうでしょう。

藤内健康づくり支援課長 正にこの相談窓口については、これから市町村や関係機関とも連携しながら、インターネットなどに不自由な方もいらっしゃると思いますので、そういう方でも目にしやすい広報媒体で、相談窓口についてちゃんと周知ができるように県もしっかりと取り組みたいと考えています。

猿渡委員 それを例えばどういう形で考えているんでしょうか。

藤内健康づくり支援課長 例えば新聞に紙面を確保する手もありますし、市町村報にそうした窓口の御案内をする方法等が考えられます。

猿渡委員 市役所にポスターを貼るといったことも一つの方法かなと思います。今は新聞をとっていない方も多いため、市役所やバスの中とかにポスターを貼るなど、いろんな周知方法を考えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

藤内健康づくり支援課長 委員も御指摘のように、まだまだハンセン病について正しい理解が広がっていない状況です。今ちょうど人権週間で、12月4日から10日まで、本館1階の展示ホールでハンセン病の啓発をしています。今の時点では乗り物へのポスター掲示などができるかどうかは分かりませんが、ハンセン病についての正しい啓発も含めて、こうした制度ができたことや、窓口を広く周知していくことは検討したいと思います。（「お願いします」という者あり）

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより本請願の取扱いについて協議します。

なお、合議をした文教警察委員会からは、全会一致で継続審査とすべきと回答をいただいています。それでは本請願の取扱いについて、いかがいたしましょうか。

濱田副委員長 文教と同じでいいのでは。もうちょっと勉強しないと分からない。継続審査で。

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 それでは、継続審査の声がありましたので、継続審査についてお諮りします。

本請願については、継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本請願は継続審査とすべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。ここで、藤本審議監兼人権・同和対策課長は退席されます。ありがとうございました。

〔藤本審議監兼人権・同和対策課長退室〕

森委員長 それでは、次に執行部より報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。まず①について説明をお願いします。

廣瀬福祉保健部長 大分県長期総合計画の変更及び第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について、福祉保健部所管の部分を説明します。

まず、長期総合計画の変更についてです。別冊資料1大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（たたき台）を御覧ください。長期総合計画の中間見直し委員会における議論等を踏まえ作成した「たたき台」により、主な見直しの内容について説明します。1ページをお開きください。

1計画改訂の趣旨ですが、現行の長期総合計画である安心・活力・発展プラン2015は、本年度、中間年を迎えています。これまで、計

画を着実に実行し、安心・活力・発展の大分県づくりを進め、各分野の実績もあがってきました。一方で、本県を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少やグローバル化の加速により、従来の常識をはるかに超えた速度で変化しています。また、国・地方にとって地方創生が大きな課題となっています。これらの急速な時代の変化や地方創生という地域間競争に対応するため、現行計画の見直しを行うこととしたところです。

2計画の性格・役割、3計画の期間は現行どおりとしています。

次に、4計画の構成については、基本構想編と基本計画編の2部構成とし、基本構想編では、変化する社会情勢等を示した時代の要請と大分県の目指す基本目標、基本計画編では政策・施策体系を示すこととしています。

3ページをお開きください。時代の要請としては、大きく三つの項目を示しています。まず一つ目の項目（1）大分県版地方創生の加速前進では、地方創生の取組について、次に5ページをお開きください。二つ目の項目（2）先端技術への挑戦では、先端技術を活用した地域課題の解決や、先端技術産業の創出について、三つ目の項目（3）強靱な県土づくりでは、抜本的な治山・治水対策や南海トラフ地震・津波への対応について、それぞれ方向性を示しています。

続いて、6ページをお開きください。（4）時代の要請の最後には、現在策定中の人口ビジョンを示す予定としています。年末に閣議決定予定である国の方向性を踏まえ、新たな将来展望を示したいと考えています。

7ページを御覧ください。基本目標ですが、こちらは現行計画を踏襲しています。

9ページをお開きください。これらの基本構想を踏まえ、新計画で考えている新たな分野別政策です。当部関係の主な内容については、後ほど説明します。

以上が、大分県長期総合計画の変更に係る説明となります。

続いて、第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について説明します。A4横

の別冊資料1ページを御覧ください。

1 戦略策定の理由ですが、現行のまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略は、平成27年10月に策定し、その期限を今年度末としていましたが、その後の少子高齢化・人口減少などの状況を踏まえ、新たな戦略を策定するものです。

2 戦略策定の基本的考え方ですが、本戦略は、さきほど説明した長期総合計画の中から、まち・ひと・しごと創生に関連する施策を、集中的・重点的に推進するための計画として策定するものです。

次に、4戦略の期間、5戦略の構成の説明については、2ページを御覧ください。まず、資料上段に記載の戦略の前提となる大分県人口ビジョンについてですが、現段階で推計したところでは、2100年における本県の人口は45万8千人という状況です。このため、人口減少に歯止めをかけ、2100年には90万人から100万人程度の人口を維持すべく、さらなる自然増・社会増対策に取り組むこととしています。

資料下段を御覧ください。総合戦略における三つの基本目標と基本的方向を記載しています。基本目標については、①人を大事にし、人を育てる、②仕事をつくり、仕事を呼ぶ、③基盤を整え、地域を活性化するという三つを掲げ、その下段に記載の基本的方向に基づき取組を進めていきます。

総合戦略のたたき台については、お手元に別冊資料2としてお配りしていますが、その内容は、後ほど別冊資料1長期総合計画を用いて説明します。

別冊資料3を御覧ください。これは、長期総合計画と総合戦略との関係を示したものです。これまでの成果に新たな政策を積み上げながら、安心・活力・発展の大分県づくりを進めるとともに、大分県版地方創生を加速前進させていきます。

なお、今後のスケジュールについてですが、両計画とも、本日の議論を踏まえ、今後パブリックコメントや中間見直し委員会等を経て、次回の定例会で議案を上程したいと考えているの

で、よろしくお願ひします。

続いて、ただいま説明した計画のうち、福祉保健部所管の施策の具体的な内容について、長期総合計画を用い、新たな取組の主な箇所を中心に説明します。

別冊資料1大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（たたき台）の13ページをお開きください。安心の政策1子育て満足度日本一の実現です。

まず(1)子育てしやすい環境づくりの推進です。主な取組の①子どもの育ちを支えるための子育ての支援では、2ポツ目親としての成長を支援するとともに、男性の子育て参画を推進する取組の充実や3ポツ目地域子育て支援拠点を中心とした父親コミュニティづくりの推進、さらに14ページに移り、上から6ポツ目の支援を必要とする子育て家庭とボランティアをつなげるファミリー・サポート・センターや保育所等による一時預かりなどの多様なニーズに対応したサービスの充実などに取り組みます。②子育て支援を担う人材の確保と質の向上では、1ポツ目ICT活用等による保育現場の働き方改革や処遇改善、修学資金等の貸付などによる保育士の確保の推進に、③安心して子育ても仕事もできる環境づくりでは、1ポツ目の待機児童解消に向けた市町村の保育定員拡大等の取組への支援や、3ポツ目育児休業や育児短時間勤務を取得しやすい環境づくりの推進などに取り組みます。

目標指標については、新たに四つの指標を掲げています。一つ目に「子育て満足度日本一」を目指す指標として子育て満足度日本一総合順位を追加するほか、保育所等待機児童数と放課後児童クラブ待機児童数及び男性の育児休業取得率をあげています。

15ページをお開きください。(2)結婚・妊娠の希望がかない、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備です。主な取組の①結婚・妊娠・出産への支援では、次のページの1ポツ目出会いサポートセンターの充実と市町村や企業・団体等と連携した結婚支援の取組の推進や、3ポツ目不妊治療費助成制度の充実や不妊専門相

談センターによる不妊・不育に関する相談対応など、結婚・妊娠・出産への支援に取り組みます。

目標指標については、新たに出会いサポートセンター成婚数と、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると答えた母親の割合を掲げています。

続いて17ページをお開きください。(3) 児童虐待の未然防止・早期対応等切れ目ない支援です。次のページの主な取組の②児童虐待に対する取組の強化では、2ポツ目増加を続ける虐待相談に確実に対応するため、児童相談所の専門職員配置などの体制強化や関係機関の専門性向上のための研修の充実など、取組を強化していきます。

目標指標については、現行の計画では指標名を里親委託率としていましたが、見直し委員会での表現を分かりやすくしてほしいとの御意見を踏まえて、家庭に代わる養育を必要とする子どものうち里親・ファミリーホームで養育する子どもの割合としています。

19ページをお開きください。(4) 子どもの貧困対策やひとり親家庭・障がい児へのきめ細かな支援です。次のページの主な取組の①子どもの貧困対策の推進では、4ポツ目子どもの居場所としての「子ども食堂」や、「子ども食堂地域ネットワーク」への支援などに、②ひとり親家庭への支援では、支援内容が対象者に届いていないという声もあることから、一番下のポツ、ウェブやSNS等を活用したひとり親家庭支援施策の広報・周知の強化などに取り組みます。

また目標指標としては、見直し委員会にてひとり親家庭への支援に力を入れるべきとの御意見もいただきましたので、母子家庭の自立を図る指標として、母子家庭のうち年間就労収入が300万円未満の家庭の割合、母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率を新たに掲げています。

23ページをお開きください。政策2健康寿命日本一の実現です。まず(1) みんなで進める健康づくり運動の推進です。下の方の主な取

組の①健康づくりのための県民運動の展開では、次のページの5ポツ目温泉入浴効果(ソフトエビデンス)の収集・発信や、健康増進プログラムの創出支援などによる心の健康やリフレッシュへの温泉活用の推進などに取り組みます。また④データヘルスに基づく糖尿病性腎症などの生活習慣病対策の推進では、2ポツ目病期に応じた個別支援強化による新規人工透析導入患者数の抑制などに取り組みます。

25ページをお開きください。(2) 高齢者の活躍と地域包括ケアシステムの構築です。次のページの主な取組の②安心して暮らせる基盤づくりの推進では、5ポツ目地域ケア会議の充実、事業所や県民の理解促進及びICTの活用を通じた自立支援型ケアマネジメントのさらなる推進などに取り組みます。また③では、介護人材の確保を取組として新たに掲げ、1ポツ目の若手介護従事者と連携した介護の仕事のイメージアップなどに取り組みます。

27ページをお開きください。(3) 安心で質の高い医療サービスの充実です。下の方の主な取組の①安心で質の高い医療提供体制の整備では、次のページの2ポツ目のとおり、人生の最終段階において本人が希望する医療・ケアの提供体制整備と「人生会議」の普及・啓発に取り組みます。また、⑤がん・難病患者等への医療及び支援の充実では、1ポツ目がんゲノム医療拠点病院等と連携したがん診療体制の充実強化やその下のポツ難病診療連携拠点病院を核とした難病の早期かつ正確な診断の推進などに取り組みしていきます。

29ページをお開きください。政策3障がい者が安心して暮らせる社会づくりと障がい者雇用率日本一の実現です。まず(1) 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進です。次のページの主な取組の①障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくりでは、一番下のポツ「親なきあと」を見据えた相談員の育成や市町村による地域生活支援拠点等の整備への支援などに取り組みしていきます。また、④芸術分化・スポーツの振興では、1ポツ目全国障害者芸術・文化祭のレガシーを継承し障がい者の芸

術文化活動を推進する拠点づくりとあるように、先月オープンした「おおいた障がい者芸術文化支援センター」を拠点とし、芸術文化活動の推進に取り組んでいきます。

31ページをお開きください。(2)障がいの就労支援です。次のページの主な取組の①障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実では、1ポツ目障がい者雇用アドバイザーによる企業への働きかけ強化など障がい者雇用の促進及び職場定着の推進に、②障がいの者工賃向上のための支援の充実では、一番下のポツ、アグリ就労アドバイザーの栽培技術指導による農産物の生産拡大や農業団体等からの受注促進等による農福連携の推進などに取り組めます。

53ページをお開きください。安心の政策7多様な主体による地域社会の再構築の(1)人と人とのつながりを実感できる地域共生社会の実現です。現状と課題の2ポツ目のとおり、地域の課題解決に向けては、制度や分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を越えて、住民や多様な主体が参画し、誰もが共に支え合う地域共生社会の実現が求められています。そのような状況を踏まえ、下のこれからの基本方向では、一番下のポツのとおり、高齢者や子育て世代等、地域の実情に応じて対象を多世代に拡大し交流を活性化させるとともに、住民相互の支え合い活動を推進することを掲げています。具体的には次のページの主な取組の③多様な地域資源による福祉基盤づくりの2ポツ目地域子育て支援拠点や子ども食堂、高齢者サロンなどにおける多世代交流活動の推進に取り組めます。また、その取組に係る目標指標として新たに高齢者、子育て家庭等、多世代交流・支え合い活動の実施主体数を掲げています。

最後に65ページをお開きください。安心の政策8強靱な県土づくりと危機管理体制の充実の(4)感染症・伝染病対策の確立です。福祉保健部所管部分として、次のページの①感染症対策(健康危機管理)の推進に記載している内容について、引き続きしっかりと取り組むこととしています。下の目標指標については、新たに麻しん風しんワクチン第2期(小学校就学前

1年間の子ども)定期接種率を掲げています。

以上で福祉保健部所管分の説明を終わります。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

猿渡委員 まずパブリックコメントについて、前回の委員会でもちょっと言ったんですが、いつからいつまで、どういう形でやるのか、関係者に広く周知することが大事と思うんですが、その点はどうでしょうかというのが一つ。

あと、14ページの子育てのところで、支援を必要とする子育て家庭の問題があります。ファミサポなどのことがあります。支援を必要とする子育て家庭と言ったときに、医療的ケアを必要とする子どもがいる家庭だとか、双子、三つ子などの多胎児家庭への支援が気になっているんですが、その点をどのように考えているか。

もう一つ、26ページの介護人材ですが、仕事のイメージアップを図ることは大変大事であり、ありがたいと思います。今、開会中の宇佐市議会において介護人材確保のための奨励金等の支援策が提案されていると伺っています。こういう取組が必要ではないかと思っており、障がい者分野でも同じようなものが必要ではないかと思っています。人口減少社会の中で、人口減少をどう食い止めるのかという人口ビジョンの問題が最初にあって、人を大事にし、人を育てる、仕事をつくり、仕事を呼ぶということが大きな項目としてあるんですけども、介護分野は、これから先も本当にニーズがあって、大分県でも2025年には1,600人の介護人材が不足すると聞いています。そういう中で、やはり宇佐市が取り組もうとしているような対策を大分県が講じること、いち早く取り組むことが大事だと思うんですね。介護分野で働いていらっしゃる方は、少しでも条件がいいところを求めて転々と渡り歩く傾向があると聞いてるので、大分県で働こうと思っていただけるような、介護でしっかりと生活していけるような施策ができればベストだと思っています。そこまで大分県独自でやれるかと言うと、なかなか

難しい面もあると思いますが、そんな支援策があるなら大分県で働こうと思ってもらえるような取組が少しだけでも必要かと思えます。その点はいかがでしょうか。

幸福祉保健企画課長 最初のパブリックコメントですが、これは企画振興部が担当になると思いますが、今のところ12月下旬から1か月程度行う予定と聞いています。

二日市障害福祉課長 14ページの子育てしやすい環境づくりの中で、ファミリーサポートセンターなど支援を必要とする子育て家庭というお話の中であった、医療的ケアが必要な子どもたちについてお答えします。16ページの④子どもの健やかな発達と育児不安を抱える親への支援の一番下のポツ、医療的ケア児等について、コーディネーターの養成による連携体制の整備及び受入事業所の拡充や研修会等の開催によるサービスの充実として既に取り組んでいますが、引き続きしっかりと取り組んでいきます。

廣瀬福祉保健部長 補足ですが、体制づくりは非常に大切だと思っており、全国トップで取り組みました。一生懸命やった結果だと思っています。障がい児のところでも同じ記載をしています。20ページの一番下、主な取組③のところでもしっかりと記載し、障がい児と子育ての両面でしっかりと体制づくりを図っていこうという意味で進めていくつもりです。

御手洗こども未来課長 多胎児への支援ということで、確かに子育ては一人でも大変なのに、双子、三つ子となると非常に大変だという声をよく聞いています。14ページでは、特に多胎児という表現はないんですが、これまでも多子世帯を対象にした子ども医療費、3歳未満児の保育料の軽減ですとか、子育てほっとクーポン、それからホームスタートなどで、多胎児を抱えた母親に同じ経験をしたボランティアを派遣するなどの支援をしています。

それから16ページでは、妊娠段階から多胎児というのは分かりますので、そういった段階からもケアしていきたいと思っており、いろんな意味で多胎児への支援も今後の課題だと思っています。

黒田高齢者福祉課長 介護人材の確保について御指摘いただきありがとうございます。介護人材は、2025年には1,600人足りないと言われていますが、多分地域間で格差が非常にあるんだろうと思っています。宇佐市では地域でなかなか人材を確保できない苦渋の状況で、多分今回のことに踏み切られたんだろうと思います。ですので、これを県が一律にやってしまうと、そういったところを阻害することになりかねないという側面もあるので、そこは慎重に考えていきたいと思っています。あと地域格差ということも含めて、来年度は実態をしっかりと把握した上で、市町村ともよくコミュニケーションを図りながら、こういった形で人材を確保できるのかということも考えていきたいと思っています。

確かに条件や待遇がいいところはあると思います。ただ、報酬に乗せてしまうと、そこには高齢者の保険料も一部含まれているので、保険料負担の引上げにつながってしまうことも考えられるため、なかなか難しいかなと思っています。職場環境という面では、やはり働きたい、働きやすい職場というのは就職するにあたって非常に重視されていると思いますので、来年度は職場環境の充実に向けて応援できればと考えています。

猿渡委員 医療的ケアが必要な子どもや多胎児の保護者の場合、恒常的な睡眠不足状態にあることをよく聞きます。何かちょっとでも子どもを預けて、ゆっくり朝まで寝られるといった支援など、少しでも子どもから離れる時間も大事だと思うんですね。その辺は今はどうなってるんですかね。

二日市障害福祉課長 まず医療的ケア児に関しては、ショートステイのニーズがあることは十分承知しています。医療機関においても、やはり呼吸器を付けているなど、障がいのある子どもの受入れに二の足を踏んでいるところがあるので、今年度から設備整備補助のための予算を創設し、受入れを拡大していただくような取組を進めており、既にいくつかの施設には補助しています。もちろん一度にたくさんの数を受け

入れることはできないんですが、空いた病床を1床とか2床でも受入れ拡大に活用してもらおうよう、地道にお願いして回っているところです。**御手洗こども未来課長** 多胎児の場合は本当に一人で双子、三つ子を連れて歩くのも大変だと伺っていますし、そういう意味でもホームスタートやファミリーサポートセンターなどの既存のサービスでも、もう少し柔軟に制度の運用ができないかといったことも考えていきたいと思っています。

森委員長 ほかに質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、次に②から⑥の各計画の策定について、一括して説明をお願いします。

幸福社保健企画課長 福祉保健部において策定する計画を各課室より説明します。なお、いずれもお手元に素案本文をお配りしていますが、委員会資料で説明します。

委員会資料の7ページをお開きください。まず、大分県地域福祉基本計画の策定について説明します。

本計画は、全部で四つの章で構成していますが、第1章の計画の趣旨等として、計画策定の趣旨や位置付け、計画期間について記載しています。

次に、第2章の地域福祉を取り巻く現状では、人口減少や少子高齢化の進行、世帯構造の変化により、一人暮らし高齢者など、支援が必要な人が増加している状況について記載しています。

また、第3章の計画の基本的事項では、計画の基本理念を定めた上で、2施策の基本的方向として、地域共生社会の実現に向けた体制づくりなど、三つの柱を計画に盛り込みます。

右上の第4章の計画の具体的取組については、第1節の地域共生社会の実現に向けた体制づくりから第3節の多様な地域資源による福祉基盤づくりに掲げる項目を予定しています。

今回の計画では、アンダーラインを引いている、第1節の2包括的な相談支援体制の整備の(1)複合的課題に対応する相談体制整備や、(2)多機関の協働による支援体制の整備、第

3節の2共に支え合う地域力の向上として、(1)多世代交流活動の推進などの項目を新たに盛り込むこととしています。

最後に、策定スケジュール(案)についてですが、本会議の閉会日である12月11日からパブリックコメントを実施した上で、来年2月の第1回定例会において最終案をお示ししたいと考えています。

御手洗こども未来課長 資料の8ページを御覧ください。大分県次世代育成支援行動計画「おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期)」の策定について説明します。

本計画の策定にあたっては、おおいた子ども・子育て応援県民会議等において、各論などの具体的な内容を検討してきました。

計画の構成は、計画策定の趣旨や計画の性格、計画の期間等を記載する計画の策定にあたってのほか、I総論編からIV資料編までの四つで構成しています。

I総論編は4章からなり、第1章は子ども・子育ての現状として前提となるデータ等を記載し、第2章は前期計画(第3期)の評価、第3章は目指す姿や基本施策、基本姿勢など計画の基本的な考え方、第4章は家庭や学校、企業等の役割、県の役割を記載しています。

II各論編は右の欄のとおり基本施策に対応した8章からなり、各章ごとに具体的な取組を記載しています。

III計画の評価では、個別事業ごとの評価と満足度を測る総合的な評価について記載し、IV資料編に各論の施策別担当所属一覧等を記載しています。

今後のスケジュールですが、さきほどの計画と同様に12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、2月に開催するおおいた子ども・子育て応援県民会議で報告した意見を踏まえて、第1回定例会において最終案をお示ししたいと考えています。

一丸医療政策課長 資料の9ページをお開きください。大分県医療計画(医師の確保に関する事項)の素案について説明します。

計画は全部で五つの章で構成していますが、

第1章及び第2章については、第3回定例会において説明したところです。

第3章医師少数区域・医師多数区域等の設定では、第2章で示した医師偏在指標に基づいて、全国335の二次医療圏の中で、上位3分の1に該当する東部及び中部医療圏を医師多数区域、下位3分の1に該当する南部及び西部医療圏を医師少数区域として設定することとしています。また、医師多数区域であっても、局所的に医師が少なく、重点的に医師の確保が必要な地域を医師少数スポットとして、東部医療圏では国東市、杵築市、姫島村、中部医療圏では大分市の旧佐賀関町、臼杵市、津久見市の区域を設定し、医師少数区域と同様に取り扱うこととしています。

第4章の医師確保に関する方針、目標医師数及び施策については、国が作成した医師確保計画策定ガイドラインに基づき、医師偏在指標により設定した医師少数区域等の分類ごとに医師確保に関する方針や目標医師数を設定することとなっています。1の医師確保に関する方針では、基本的に従来どおり、自治医科大学医師や地域枠医師の配置等により医師数の増加を図ることを本県の医師確保に関する方針とします。2の目標医師数は、国のガイドラインにより、県が医師少数県に該当しなければ目標医師数は設定しないこととされています。また、二次医療圏については、各圏域ごとの地域中核病院の不足医師数を積み上げた値を目標医師数として設定することとします。3の目標医師数を達成するための施策としては、主なものでは地域枠医師の派遣調整や自治医科大学医師の派遣、また、臨床研修医の確保・定着などがあります。

次に、第5章産科・小児科における医師確保計画では、政策医療の観点から産科医・小児科医の確保を図る必要性が高いことを踏まえ、県全体の医師確保計画と同様に、産科と小児科それぞれで医師偏在指標や医師確保に関する方針などを策定することとしています。

最後に、今後のスケジュールについてですが、他の計画と同様、パブリックコメントを実施した上で、成案を報告したいと考えています。

続いて、資料10ページを御覧ください。大分県医療計画（外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項）の素案について説明します。

計画は全部で五つの章で構成していますが、第1章については、第3回定例会において説明したところです。

第1章外来医療提供体制の現状と課題では、二次医療圏ごとに診療所の医師の多寡を外来医師偏在指標として可視化すると、暫定ですが、東部・中部・豊肥・北部の4医療圏が外来医師多数区域に該当します。

次に、第3章今後の施策の方向では、新規開業者等に対し、開業する区域における外来医師偏在指標や、当該区域における診療科ごとの診療所医師数等について情報提供することとしています。また、外来医師多数区域においては、新規開業者等に対し、地域で不足する外来医療機能（初期救急医療、在宅医療、公衆衛生に係る医療等）を担うことを求めることにより、個々の医師の行動変容を促し、外来医療の偏在是正を図ることとしています。

次に、第4章医療機器の効率的な活用では、地域の医療ニーズを踏まえた地域ごとの医療機器の配置状況を可視化する指標を作成し、医療機器を有する医療機関を可視化した上で、新規購入希望者に対してこれらの情報を提供することとしています。また、医療機関が対象となる医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画の作成を求めるとしています。

次に、第5章外来医療計画の推進では、本計画の趣旨と内容について様々な機会を利用して周知を行うとともに、地域医療構想調整会議において外来医療提供体制の協議を行い、必要に応じて施策の見直しを図ることとしています。

最後に、今後のスケジュールは他の計画と同様です。

藤丸こども・家庭支援課長 資料の11ページをお開きください。大分県社会的養育推進計画の素案について説明します。

本計画では、国の策定要領に基づき、10項目について定めることとなっており、策定にあ

たつては、大分県社会的養育推進計画策定委員会において、2子どもの権利擁護や3市町村の子ども家庭支援体制の構築、5里親等への委託の推進、7施設の小規模化・地域分散化、高機能化等を中心に検討してきました。

まず、2子どもの権利擁護では、里親や児童養護施設などで暮らす社会的養育下の子どもの権利擁護のため、(1)子どもの意見表明権の保障などに取り組みます。

次に、3市町村の子ども家庭支援体制の構築では、(1)市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進として、全市町村での支援拠点設置を目指し、全ての子どもとその家庭等を対象に必要な支援を行う体制の強化を促進します。

次に、5里親等への委託の推進では、(1)里親養育包括支援業務の一部民間委託として、里親のリクルート、登録、委託中のフォローなど一連の業務のさらなる充実を図るため、業務の一部の民間委託を検討するとともに、(2)里親制度の普及啓発とリクルートによる里親登録者の確保などに取り組みます。また、里親等委託率については、平成30年度実績の33.1%から令和6年度に38.0%、計画最終年の令和11年度に40.0%以上とすることを目標値とします。

次に、7施設の小規模化・地域分散化、高機能化等では、(1)児童養護施設の小規模かつ地域分散化として、児童養護施設においても、できる限り良好で家庭的な環境整備を促進し、

(2)児童養護施設等における施設養育の高機能化として、心理・医療に関する集中的な支援を行える体制を整備し、(3)児童養護施設等の多機能化・機能転換として、市町村が実施するショートステイ事業等により子どもを短期間預かる体制の整備等に取り組み、(4)母子生活支援施設の活用として、母子を分離せずに受け入れ、支援する母子生活支援施設の活用が進むよう取り組むこととしています。

最後に、今後のスケジュールは他の計画と同様です。

淵野障害者社会参加推進室長 資料の12ページを御覧ください。大分県障がい者芸術文化推

進基本計画の素案について説明します。

本計画の策定にあたっては、障がい者団体、障がい福祉サービス事業所、芸術文化活動で活躍されている実践者、教育関係者等で構成された大分県障がい者芸術文化推進基本計画策定委員会において検討を重ねています。

計画は四つの章で構成されています。まず第1はじめには、地方自治体に障がい者の芸術文化推進計画の策定を求めた障害者文化芸術推進法の施行や全国障害者芸術・文化祭の開催など、計画策定の背景や趣旨等を記載します。

次の第2大分県における現状と課題では、今年6月に実施した障がい福祉事業所に対するアンケート調査結果を踏まえ、施設職員の指導力向上や福祉事業所における活動環境の整備等の課題を記載します。

次の第3大分県障がい者計画上の基本的な視点では、本計画の上位計画である大分県障がい者計画に定める基本理念を基に、芸術文化活動の充実と参加しやすい社会環境の整備など推進すべき四つの視点を記載します。

一番下の第4施策の方向性では四つの視点で示した取り組むべき施策について、相談体制の整備や創造・発表・鑑賞機会の拡充、人材の育成、様々なネットワークづくりなど六つの項目ごとに、取組の方向性と主な取組を具体的に記載します。

最後に、今後のスケジュールは他と同様です。**森委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 特に社会的養育推進計画について、基本目標が示されています。いわゆる児童養護施設と里親委託ですが、大分県はこれまでもこの部分については特に力を入れてきていると思います。それぞれの地域で頑張っていらっしゃる養護施設や里親の皆さんにも十分に配慮していただきながら計画策定を進めていただければと思います。

それでは、これで諸般の報告を終わります。予定していた案件は以上ですが、この際ほか

に何かありませんか。

土居委員 審査内容ではないんですが、さきほどの長計の28ページです。28ページの上から2行目に、人生の最終段階において本人が希望する医療・ケアの提供体制整備と「人生会議」の普及・啓発ってありますね。実は今、県議会でも普及・啓発の条例を作れないかと検討しているところですが、現状でどのように捉えて、この人生会議の普及・啓発が必要だと思っているのか参考のためにお聞かせください。議会が取り組む普及・啓発条例について、思いがありましたら教えてください。

一丸医療政策課長 この人生会議については、いろいろ段階はあるかと思いますが、医療、介護のケアが必要になったときに、その後をより良い暮らしと言うか、その方の思いに沿ったより良い生き方をどうしていくのかを本人や家族、医療、介護サービスを提供する方が一緒になって話し合っていく場だと思っています。そういった意味では、皆さんが暮らし慣れたところで引き続き暮らしていくために話し合っていく場、その中で人生の最終段階でどうしたらいいのかということもあわせて話し合っていくことだと思っています。そういった意味では、地域で幸せに暮らしていけるように取り組んでいくための一つの手法と捉えており、県民の方々が地域で安心して暮らしていくことにつながっていきますので、そういった手法で普及を考えていこうかなと思っています。

猿渡委員 公的病院の再編・統合の問題ですが、山香病院は病床利用率も類似の病院の中で全国でもトップで97%と聞いており、経営状況もとても良く、非常に努力されていると思います。地域の方が再編・統合反対というのぼりも立てて、反対の声を上げています。やっぱり地域の中では、地域の、自分たちの病院だという意識も高く、その点では知事からも最後のとりでという言葉もありましたが、ぜひ守る方向で努力をお願いします。本会議でも答弁がありましたので、ぜひよろしくお願いします。

森委員長 それではもう12月が慌ただしく過ぎようとしています。今年1年、令和元年も福

祉保健部の皆さんに大変お世話になりました。来る新年が皆さまにとってすばらしい年となることを御祈念申し上げ、本日の福祉保健部の審査を終わります。ありがとうございました。

〔福祉保健部退室、病院局入室〕

森委員長 これより、病院局関係の説明に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。総務企画委員会から合い議のあった第111号議案大分県職員定数条例の一部を改正する条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

田代病院局長 審査に入る前に、一言御挨拶を申し上げます。

病院局の事業については、森委員長をはじめ、委員の皆さまには、日頃より御指導、御支援を賜り、ありがとうございます。

本日、審議いただく令和元年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）にも関連しますが、現在、県立病院では県全体の周産期医療体制を確保するため、大分県周産期医療協議会及び県の要請を受け、県立病院がNICU3床を増床して、令和2年4月から稼働するように準備を進めています。県民からの期待に応えるべく、安心できる周産期医療を展開できるように取り組んでいきますので、引き続き御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、説明については次長から行います。

西永病院局次長兼県立病院事務局長 第111号議案大分県職員定数条例の一部を改正する条例の一部改正について説明します。議案書は20ページですが、福祉保健生活環境委員会説明資料の1ページで説明します。

大分県職員定数条例は、地方自治法の規定に基づき、一般職に属する常勤の職員の定数について、上限などの必要な事項を定めているものです。

まず、1の改正理由ですが、今回、大分市医師会立アルメイダ病院が、地域周産期母子医療センターを令和2年3月末で閉鎖することにな

り、大分県周産期医療協議会及び県の要請を受けて、県全体の周産期医療体制を確保するため、大分県立病院総合周産期母子医療センターの新生児集中治療室の病床を3床増床し、12床とすることになりました。ついては、病院局職員の定数を増員するものです。

なお、病院局の職員定数については、資料下段の参考のとおり、令和元年第2回定例会において、新生児回復病床の体制強化のため10人増員し、708人から718人へ増員する改正条例の議決をいただいたところですが、今回、2の改正内容のとおり、さらに12人を増員し、病院局の職員定数を令和2年4月1日時点で730人とするよう前回の改正条例に上乘せして改正するものです。

今回の増員の内容については、職種別の必要人員の表のとおり、看護師10人、臨床心理士1人、薬剤師1人の計12人となります。

なお、施行期日は、公布の日からとなります。
森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に質疑もないようですので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。第109号議案令和元年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。
西永病院局次長兼県立病院事務局長 第109号議案令和元年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）について説明します。議案書は9ページですが、委員会資料の2ページで説明します。

今回の補正内容ですが、さきほど説明したとおり、来年4月から新生児集中治療室（NICU）を3床増床するのに必要な保育器や人工呼吸器などの医療機器を整備するものです。

補正予算ですが、表の太枠の補正予算額欄のとおり、一般会計からの補助金を受け入れ、資本的支出の建設改良費3,622万9千円を増額するものです。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

濱田副委員長 この機器の細かい金額まで決まっているんですけども、購入は入札か何かを既にやって、こういう金額が出てるんですかね。

財前会計管理課長 入札はこれからです。

濱田副委員長 それならこれより安くなる可能性もあると。

財前会計管理課長 その可能性もあります。

濱田副委員長 これは病院局で見積もった金額ですか。（「そうです」と言う者あり）

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

予定していた案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別にないようですので、これをもって病院局関係の審査を終わります。

田代病院局長をはじめ、皆さまには今年も大変お世話になりました。来る新年が皆さまにとって良い年となることを祈念申し上げます。ありがとうございました。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

森委員長 これより、生活環境部関係の審査に

入ります。

まず合議議案件の審査を行います。初めに総務企画委員会から合議のあった第110号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、生活環境部関係について、執行部の説明を求めます。

大城消防保安室長 第110号議案のうち、消防保安室に係る火薬類取締法について御説明します。議案書は19ページですが、お手元の福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開きください。

爆薬などの火薬類を譲渡し又は譲受けする際は、火薬類取締法に基づいて知事の許可を受ける必要がありますが、大分県では既に各市町村にその権限を移譲しています。

今回、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、法律に使用される字句の修正が行われることから、大分県の事務処理の特例に関する条例の別表第1の19、火薬類取締法、火薬類取締法施行令、火薬類取締法施行規則及び法の施行のための規則に基づく事務の項の事務中にある「譲受」を「譲受け」に字句の修正を行うものです。

なお、施行については、公布の日から施行する予定です。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に質疑もないようですので、これよりさきほど審査した福祉保健部関係部分とあわせて採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、総務企画委員会から合議のあった第

116号議案大分県産業廃棄物税条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

梶原循環社会推進課長 議案書は57ページですが、福祉保健生活環境委員会説明資料の2ページで説明します。

産業廃棄物税は、法定外目的税として平成17年4月1日から九州で一斉に導入していますが、条例の附則で5年を目途として検証することとされており、税導入から15年目を迎える本年度、3度目の検証を行ったところです。

1の改正理由ですが、検証を行った結果として、引き続き現行制度のとおり継続するとともに、本改正条例の施行後5年を目途に検証を行うこととするとの結論を得たため、所要の改正を行うものです。

2の改正内容にあるとおり、今回の改正では、税制度自体の改正はないため、下の表の改正後に記載のとおり、施行後5年を目途に再検証する規定を更新するものです。

3の施行期日については、令和2年4月1日としています。

それでは、今回の検証結果について簡潔に説明します。まず産業廃棄物税は、下の枠囲みのとおり、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てることを目的としており、産業廃棄物を排出する事業者を納税義務者として、最終処分場への搬入は1トン当たり千円、焼却施設への搬入は1トン当たり800円の税率で課税しています。

3ページをお開きください。こちらは今回の報告書の抜粋となっています。2の産業廃棄物税の現状についてのとおり、税収はおおむね3億円前後で推移しており、前回検討から5年間、平成27年度から令和元年度の合計で約16億7千万円となっています。また、税活用事業への充当額は、同じく5年間で約18億4千万円となっています。

税収より充当額が多くなったのは、平成26年度までの基金残高があったためです。また、基金残高は減少傾向ですが、おおむね7億円前

後で推移しています。

活用事業の詳細は5ページを御覧ください。四つの用途名ごとに分類しています。例えば1の排出抑制・再生利用の推進の循環型環境産業創出事業では、産業廃棄物の再生利用等の事業化に要する機械・設備等の経費の補助を行っています。2の適正処理の推進では、産廃監視員による巡回監視や監視カメラの設置等を行う産業廃棄物不法投棄防止対策事業などに活用しています。

3ページに戻り、3の導入効果についてですが、左側の棒グラフのとおり、産業廃棄物の排出量は、景気や事業活動等により影響を受けますが、ほぼ横ばいで推移しています。そのうち再生利用を行った割合、再生利用率を折れ線で示していますが、税導入後に上昇しています。ただし、21年度頃からは横ばいとなっています。

右側のグラフは、三角で示している再生利用量とマルで示している最終処分量の推移を全国と比較したのですが、実線は大分県、点線は全国となっています。再生利用量は全国を上回るペースで増加しており、逆に最終処分量は大きく減少しているものの、全国の減少ペースよりは10ポイントほど低く、引き続き削減に向けた取組が必要な状況です。

次のページをお開きください。4の産業廃棄物をめぐる新たな課題等についてですが、近年新たに海洋プラスチックをはじめとする廃プラスチックの適正処理や事業系の食品ロスの削減などの課題が出てきています。

以上のことを踏まえ、5の今後の方向性について、まず(1)の税制度の方向性として、税の導入効果が確認できることなどから、税制度は現行制度のまま継続していくべきであるとしています。さらに、(2)において、今後5年間の税活用事業の方向性として、下の枠囲いのとおり、四つのポイントを示しています。特に、税を活用して、廃プラスチックの適正処理や事業系食品ロスの削減等の課題に対応する必要があります。

森委員長 以上で説明は終わりました。これよ

り質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

濱田副委員長 今、5ページに用途の状況が出ていますが、先日業者の方といろいろと懇談したんですけれども、例えば交通安全事業で最終処分場に行く道路を改良してくれたとか、用途が広がって非常に良かったと言っていました。やはりそういうことも十分検討しながら進めてください。初めはあったけど、途中からはもうしていない、2、3年やっていない事業とかもあります。この辺も協会がありますので、目的税ですからぜひいろいろな協議をして有効に使って、環境に十分配慮するようにお願いしたいと思います。

それから、特に廃プラの問題です。これは今から非常に量が増えますし、その取扱いも今後大事な事業になってくると思っているので、ぜひそういう点も注意して、有効活用してください。せっかく税金をいただいているわけだから、有効に使ってもらいたいと思います。

ちなみに私も運搬の免許を持っており、いろいろと関心もあるので、ぜひよろしく願います。

梶原循環社会推進課長 関係団体ということで、産業資源循環協会からはいろいろとお話を伺う機会も設けているので、引き続き御意見をいただきながら、可能な限りこうした活用事業に反映していきたいと考えています。また、廃プラスチックの問題については、来年度の事業で今、予算案を検討しているところですので、できることから対応していきたいと思います。御意見ありがとうございます。

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決す

べきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、付託案件の審査を行います。

第118号議案大分県特殊詐欺等被害防止条例の制定について及び第119号議案大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正についてですが、両案については、関係する文教警察委員会にも合い議していることを申し添えます。また、両議案については、教育委員会学校安全・安心支援課及び警察本部生活安全部生活安全企画課にも関係するため、蓑田学校安全・安心支援課長及び芦刈参事官兼生活安全企画課長にも出席いただいています。それでは、一括して執行部の説明を求めます。

石松県民生活・男女共同参画課長 第118号議案大分県特殊詐欺等被害防止条例の制定について及び第119号議案大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正について、一括して説明します。

お手元の資料6ページをお開きください。大分県安全・安心まちづくり条例が、犯罪の防止に関する方針を示した基本条例であることから、先に第119号議案から説明します。

本年5月に川崎市において、スクールバスを待っていた児童等が犠牲になる事件が発生したことなどから、次代を担う子ども達の安全を確保するには、地域社会全体で子どもたちを守ることの重要性を示し、広く周知する必要があるため、条例に明文化するものです。

また、特殊詐欺等については、犯行の手口が巧妙化・多様化し、県内の被害額は年間2億円以上の高止まり状態で深刻な状況であることから、特殊詐欺等の根絶に向け、これまで以上に県、県民、事業者等が一丸となって対策を進めていく必要があります。このため、防犯の基本条例である本条例に県の姿勢と基本方針を示す規定を追加します。

ポイントは四つです。一つ目は、登下校時の子どもたちの安全を確保するには、地域社会全体で見守っているという姿勢を示す必要があるため、これまでの警察署長がリードして行う形から、通学路等の管理者、地域住民、児童等の

保護者、学校等の管理者、警察署長といった関係者全員がスクラムを組んで取り組む形に改めるものです。

二つ目は、これら地域の関係者が児童等の安全の確保のために取り組む方策を具体的に示す指針を、県、県教委、県警が共同して策定することです。指針には、見守りの目を増やす、大人が声をかける、子どもにすぐ逃げることを教える、不審者情報の共有の四つの項目に重点的に取り組むこと等について規定し、県全体の取組を底上げし、充実を図ります。

三つ目は、子どもたちが自分で自分の身を守ることができるよう、防犯教育の充実に努めることはもちろん、子どもたちが犯罪を起こさないようにするための社会規範教育の充実に努めることです。

四つ目は、県の基本姿勢として市町村や県民等と連携・協力して特殊詐欺等の被害防止のための施策に取り組むことにより、特殊詐欺等の根絶に向けた社会的気運を醸成することを規定するものです。改正の主な内容は資料9ページに付けています。

引き続き第118号議案大分県特殊詐欺等被害防止条例の制定について説明します。資料6ページにお戻りください。

この条例の制定の背景として、特殊詐欺の被害額が高止まり状態となっていること、全国ではここ3年で犯行に加担し、検挙される少年が倍増していること、犯行拠点から押収される名簿に県民のデータも含まれていること等があります。

ポイントの一つ目は、県、県民、事業者等が一丸となって、特殊詐欺等の被害防止に取り組むオール大分による総合的な対策です。県、県民、事業者の責務とともに、青少年の育成に携わるものの責務についても規定し、県民が家族や近隣住民等の間で相互に注意喚起することや、県民、事業者が被害に遭いかけている者を発見した際の警察への通報を努力義務としています。

二つ目は、被害回復制度についての助言や精神的被害については犯罪被害者支援制度の相談対応等により、被害者やその家族などを支援す

ることです。

三つ目は、県内に犯行グループを入れないための犯行拠点対策です。特殊詐欺等は賃貸マンションの部屋を拠点として電話をかけることが想定されることから、貸主には、特殊詐欺等に利用しないことや、利用されていると判明したときは催告なしで契約解除できる特約を契約に定めること等の努力義務を規定しています。また、不動産業者等には、特約を定めるよう助言することを努力義務として規定しています。

四つ目は、県民の個人データを犯行グループに渡さないための名簿対策です。個人情報取扱事業者に対し、個人データを第三者に提供する際は、第三者の偽名使用を防ぐため、運転免許証等の公的証明書での確認と確認記録の保存を義務付け、その上で、違反した個人情報取扱事業者に対しては勧告し、勧告に従わない事業者の名称等を公表できることも規定しています。

条文の骨子は7ページ以降に付けています。

これら条例の改正と制定によって、より安全で安心な暮らしが実感できる大分県づくりを推進していきます。

なお、大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正の施行期日は公布の日から、大分県特殊詐欺等被害防止条例の施行期日は、令和2年4月1日からとしています。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

猿渡委員 安全・安心まちづくり条例ですが、今は本当にいろんな事件があるので大事な取組だと思います。他県ではこのような条例を作っているのでしょうか、他県の状況がどうなのかということが1点。

2点目は、これまでもいろんな地域の住民や、保護者、学校関係者、警察などが一緒になって取り組まれていると思います。愛のパトロールといった取組がありますが、これまでの取組が、条例を作ることによって具体的にどう変わるのか。これまでの取組の効果をさらに上げることが必要だと思いますが、その点がどうなのか。

3点目ですが、SNSを使った犯罪が問題に

なっています。SNSについてはどんどん進展していくし、見えづらかったり、親も把握できないといった問題がありますが、その問題をどのように考えるのか。SNSによる犯罪対策もこれから大事だと思いますがどうでしょうか。**石松県民生活・男女共同参画課長** まず1点目の他県の状況ですが、やはり他県でもこういった安全・安心まちづくり、防犯に関する基本的な条例は設けられています。今回、特に通学路に関する指針を作ることを条文に盛り込み、指針を作るようにしていますが、こういったところに力を入れているのかというところは県によって状況が違っています。

そして、そこが2点目の御質問にも関わってくると思いますが、昨年5月に新潟県で小学校2年生の女子児童が殺害され、線路に放置される事件がありました。それが下校時に発生し、若干見えにくい、一人になってしまう場所でした。それから、今年5月の川崎の事件は登校時でした。両方の事件はいずれも家庭と学校との間で起こっています。昨年の事件後には、通学路の緊急点検を関係者全員でやっていただきましたが、こういった空白の時間、空白の場所を、ながら見守りという形で地域住民や事業者の方にも気を付けていただくことなどを指針に盛り込んでいきたいと考えています。その中で実効性を担保していきたいと思います。

それから3点目のSNSについてです。今回、条例の中で防犯教育の充実も入れており、これにはネットモラルも含むものと考えています。

藤田委員 特殊詐欺等被害防止条例案ですが、この個人情報の提供に係る措置については、法改正以降、事業者の範囲がすごく広がっていますよね。そういった方々への条例の周知や啓発はどのようになっているのでしょうか。

石松県民生活・男女共同参画課長 今回の条例の周知についてですが、各業種ごとの総会に向いて説明し、まずはそれで周知を図ってこうと考えています。

それから私どもでは、消費生活相談も所管しています。その業務の中で、こういった業種で名簿を使って電話をかけていることが確認され

た場合は、その業種に対して特に周知をしていくように考えています。

藤田委員 具体的にその事業者団体はどういうところを想定されていますか。

石川県民生活・男女共同参画課長 信販会社とか、教材などをダイレクトメールで送っている業種の方などに対して、特に周知していきたいと思っています。

吉村委員 安全・安心まちづくり条例の件で、さきほどお話にも出ましたが、通学路の見通しを良くするなどの環境整備が非常に大事じゃないのかなと感じるんですが、そういった部分について、特にここには記載がないんですが、何かお考えがあればぜひお聞かせください。

石川県民生活・男女共同参画課長 昨年の新潟事件の後、関係者で通学路を見回って、見通しが悪いところの草刈りなどを行いました。去年の取組を私どもで集約して、指針の中に盛り込んでいこうと考えています。やはりこういったところが見通しが悪いのかという点は非常に重要ですので。

吉村委員 ありがとうございます。草刈りに関しても、個人の家から伸びてきている部分は非常に難しいのかなと。また、道路の明るさとかも、外灯が明るければ明るいにこしたことはないかなと。実は先日、うちの中学生の娘が歩いて帰っていたとき、暗くなった途端に後ろを歩いていたおじさんから「寒くないのか、上着を貸そうか」と声をかけられました。まあうちの娘もこの時期に半袖、半ズボンで歩いて帰ってたんで悪いんですが、声をかけられたのが家の近所だったので走って逃げたとは言っていました。親切心だったのかもしれませんが、暗くなってから声をかけられたこともあったので、そういった通学路の環境整備をぜひよろしく願います。

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決しますが、本案について、文教警察委員会の回答は、全会一致で原案のとおり可決すべきとのことです。また、福祉保健生活環境

委員会での審査に際し、文教警察委員会から付帯意見が付されていますので読み上げます。

12月11日の文教警察委員長報告において、今回や過去の委員会等で述べられた委員の意見等を、主として特殊詐欺等被害防止条例に対する要望として申し添えることについても決定したとのことです。

それでは、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、本委員会として付帯意見を付すか否かについては、生活環境部関係審査終了後の内部協議で検討したいと思います。

ここで、菘田学校安全・安心支援課長及び芦刈参事官兼生活安全企画課長は退席されます。ありがとうございました。

〔菘田学校安全・安心支援課長、芦刈参事官兼生活安全企画課長退室、北村薬務室長入室〕

森委員長 次に、継続請願1安定ヨウ素剤の配布について審査を行います。本請願については、福祉保健部薬務室にも関係するため、北村薬務室長にも出席していただいています。それでは、執行部の説明を求めます。

佐藤危機管理室長 安定ヨウ素剤の配布についてに関する請願について説明します。請願は、お手元の請願文書表になりますが、説明は、資料10ページで行います。

まず、1の大分県の立地状況についてです。本県は、最も近い伊方発電所から最短で約45キロメートルに位置し、原子力施設からおおむね半径30キロメートルとする原子力災害対策重点区域の圏外になります。また、国が行った放射性物質拡散予測では、最長で南南西21.9キロメートルにとどまる試算となっています。

次に、2の放射線モニタリング体制についてです。万一の放射線プルームの本県への飛来に備え、県内5か所に24時間体制で監視するモ

モニタリングポストを設置しており、モニタリングポストを設置していない市町村においても定期的に測定をしています。また、緊急時には、伊方地域周辺の101か所の地点でモニタリング情報が把握できるとともに、県内の測定地点を増やし、観測体制を強化します。

次に、3の原子力災害対策重点区域での対応についてです。国の指針では、本県のように30キロメートル圏外では、全面緊急事態であっても必要に応じて屋内退避となっており、県の原子力災害対策実施要領においても、屋内退避を防護対策の基本としています。

なお、安定ヨウ素剤の事前配布については、原則として原発に近く、避難せざるを得ない5キロメートル圏内をその対象としており、服用にあつては、国の原子力規制委員会が判断することとしています。

安定ヨウ素剤の効果は、服用後24時間であり、放射線ヨウ素の内部被ばくの予防に限られており、外部被ばくには効果はありません。さらに、有効期限は5年であり、対象区域からの転出等や期限を過ぎた場合には返却する必要があります。

最後に、4の本県での配布方法についてですが、モニタリングポスト等での監視状況も踏まえ、安定ヨウ素剤の服用については国の原子力規制委員会が判断し、国の原子力災害対策本部長から指示された場合、速やかに保健所長などからなる医療チームを各避難所に派遣し、問診・服薬指導を実施し配布することとしています。

なお、一般道等の被災などの場合は、状況により、県防災ヘリ等、あらゆる手段を講じることにより、避難所へ配布できると考えています。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

猿渡委員 大変お疲れさまです。前回から継続審議になり、その間に今説明いただいたような内容で、請願者の方々に対しても、佐藤危機管理室長をはじめ、県の担当者が出向いて説明していただいたと伺っています。今の説明で、前回の常任委員会するときにも意見を言ったんです

が、道路状況によっては防災ヘリで避難所へ配布するという事です。請願者への説明会するときにも同様の質問が出たかもしれませんが、防災ヘリが飛べない天候のときもあると思うんですね。そういう場合にはどのようにするのか。

それと、ヨウ素剤の返却の問題ですね。5年後に返却しなければならないんだけど、返却率が低いということも聞いていますが、これを返却しない場合のリスクとしては、どのようなことが考えられるのか、まずその2点について教えてください。

佐藤危機管理室長 ヘリが飛ばない場合、ほかの手段はどう考えているかという御質問について、まずお答えします。基本的に道路の状況、特に主要道路ですと、優先的に道路を啓開するので、そんなに長期間にわたって不通になることはないと考えていますが、もしヘリが飛ばない場合であっても、それ以外の手段として例えば自衛隊やボランティアのバイク隊の支援を受けて運んでいただくなど、あらゆる手段を用いて配布する形を考えています。

北村薬務室長 有効期限の切れたヨウ素剤のリスクについてですが、医薬品については有効期限を過ぎると、品質あるいは有効性、安全性の面で非常に問題となることが指摘されていますので、そういったリスクがあると考えています。**猿渡委員** 前回も劇薬なのだという話もあったんですが、安全性の問題という点で、例えば誤って飲んだりした場合、どんな危険性があるのか具体的に説明してもらえますか。

北村薬務室長 ヨウ素剤については、副作用として過敏症のある方は服用ができません。また甲状腺機能症状のある方等にも慎重投与すべきとなっています。

猿渡委員 高齢者の誤飲を心配する声も前回の委員会でありましたが、高齢者に対しては基本的には配布をしないと聞いています。子どもを中心に配布、高齢者は副作用の方が心配なので配布しないと聞いてますが、そういうことではないのでしょうか。

北村薬務室長 基本的には40歳以下の方に対して投与するとなっていますが、40歳を超え

ている方でも別に希望すれば、特に妊婦さんなどは投薬しても差し支えないとなっています。高齢者に対して危険性があるというのは、ほかの薬と間違えて飲むことがあり得るといったことだと感じています。

猿渡委員 請願者から、県の説明を聞いた感想などを教えていただいたんですが、誤飲とか紛失を避けるために、袋とかを工夫したらいいんじゃないかとか、分かりやすく説明する工夫があるんじゃないか、備蓄場所の分散も必要ではないか、日頃からの情報発信が重要ではないか、少なくとも希望者には事前に配布してほしいなどの声を聞いています。これは全て切実な声ですので、ぜひその方向で取り組んでいただきたいと私は思っています。

羽野委員 安定ヨウ素剤の服用については、適切な時間、適切な場所に安定ヨウ素剤があるか、必要な方へ適切に渡されるのかというのが一番重要なポイントだと思います。今回は、災害の場合を想定した話になりますので、そうなればやはり最悪の場合を想定する必要があると思います。一応30キロメートル圏内となっていますが、福島第一原発事故のときは30キロメートルを超えていました。想定は30キロメートルとしていますが、現実には30キロメートルを超えています。そのときの気象状況にもよると思うので、もう30キロメートルは超えませんよという話にはならないと思います。

それと、プルーム自体も雨が降れば雨に付着して蓄積していくので、それが濃くなれば当然、放射能は強くなるのが想定されると思います。

それから、原子力規制委員会の資料で「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」というものがあるんですが、その中の記述で、事前配布されていない地域の者には、避難又は一時移転の際、必要な場合に備蓄してある安定ヨウ素剤を地方公共団体職員等が備蓄場所から搬出し、配布、服用させる。この際、地方公共団体はあらかじめ指定している配布場所を経由する避難経路を設定する、家族の代表者に配布する、複数の受渡窓口を設けるなど、避難、服用自体を遅延させない工夫や、車中や屋内で配布する等の

被ばくを避けるための方策を講じる必要があると書かれています。今の説明だと、避難所に行って服用させますということでした。それと複合災害を想定する場合、1か所に集中保管するのではなくて、複数に分けて保管するのが適当だろうということも記載されていますが、その点については変える考えはないんですか。委員会資料の中に本県での配布方法というのがありますよね。決定後、速やかに保健所長などからなる医療チームを避難所に派遣し、問診、服薬指導実施となっていますがこれだけなんですか。

佐藤危機管理室長 今、安定ヨウ素剤は、県立病院の横にある大分県薬剤師会に備蓄しています。県立病院の屋上にはヘリポートもあり、非常にアクセスもいい場所だと思っていますので、やはり今の段階では一元的に保管しておいて、必要なタイミングで必要な場所へ持っていく体制をしっかりと整えておくことが大事であると考えています。

羽野委員 だから複合的な災害によって、今の1か所の保管場所がやられる、あるいは何らかの配送ルートがダウンするといったことを想定する必要があると思うんですよ、災害は。それが不安だから事前配布してくださいと言っているわけなんで、そこを解消しないと。要は必要ときに必要な人が服用できればいい話で、仮に事前配布してもらっている人が、必要ときに手元になくて家にあったということも想定されるので、私は必ずしも事前配布によって100%必要な人が服用できるとは思っていません。むしろ私は対象者が必ず必要な時間に服用できる体制を整えておくことの方が重要だと考えているわけです。その部分で安心感を与えておけば事前配布でなくてもいいわけで、それでも持っておきたい人は自分で購入して持っておけばいいので、県としては必要ときに必ず必要な人たちに配布できる体制を整えておくことが一番重要だと思います。

配布の指示についても、原発に近い地域については、対策本部からの指示を受けることができない不測の事態が生じた場合は、各自治体の判断でやってくれとなっています。大分県の場合

合はちょっと距離が離れているので、そこまではないかもしれませんが、ある程度県でもこのようなときには薬を服用させる指示を出そうという判断基準を持ち合わせておく必要があるんじゃないかと思っているんですがいかがですか。

佐藤危機管理室長 さきほども申し上げましたが、私どもは愛媛県からの情報をしっかりと取り入れることのできる体制をとっていますので、愛媛県の動きや対応を参考にすることができると思っています。

それと、必要なときに必要な形でという部分についても、県庁の医師、薬剤師等の職員に加えて、協定に基づく医師会、薬剤師会等の支援もいただくことで、しっかりと体制を確保しています。万が一、事故が起きて、放射性プルームが大分県へ来る場合についても、3日、4日の時間がかかると過去のデータでも示されており、このプルームの到来前からしっかりと体制を整えるよう、実施要領にも書いているので、そういう形で取り組んでいきます。

羽野委員 事前に整えておく必要があると思います。事故があって、今からその体制を組みますよでは遅いと思うんで、事前に何か所か受渡場所を設定しておいて、もし配布、服用の指示が出たときはそこに行ってもらえるように分散しないと。もし一気に該当地域内の40歳未満の人が駆けつけてきたときに、必要な時間内の服用が間に合うのか。ぱっと押し寄せてきても、問診して、受け渡すときには確認書みたいなのも交わす必要があるみたいですから、一人当たりの所要時間はかなりかかるんじゃないかと思うんです。いざとなったときに、こういう体制では時間が足りないと思うんですけれども。

佐藤危機管理室長 基本的に大分県は、伊方発電所から距離があり、プルームが来るまでの時間もある。安定ヨウ素剤が何でもかんでも効くような薬ではないことは従前から申し上げているとおりであり、まずは屋内退避をすれば、大分県に影響がある可能性は非常に少ないと思っているので、万が一の体制はしっかりと整えているものと考えています。

羽野委員 その体制が整っていないと思うわけ

ですよ、今の体制では。屋内退避はいいんですよ、屋内退避すりゃいいわけですから。ただ、安定ヨウ素剤を飲む事態になったときですよ。飲む事態になったときのことは私は話しているわけで、そのような事態にならなければそれで済むわけですから何も問題ないですよ、屋内退避しとけばいいだけです。あとはプルームが通過するときに雨が降って、雨とともに落ちてきて濃度が上がってきたようなところも福島ではあったんですね。そういう不測の事態のとき、要するにシチュエーションはどうであれ、安定ヨウ素剤を服用するタイミングが来たときに対象者に対してきちっと安定ヨウ素剤を服用させられるのかということなんです。

牧防災局長 委員のおっしゃることはよく分かります。基本は伊方発電所で事故があった場合、直ちに大分県に届くものではないということは御理解いただきたいと思います。事故が起きて、万が一、大分県に届いたとしても、過去の事例から見ても3日から4日はかかるだろうと言われていています。その間に大分県としては体制を整えますが、服用が必要な場所については、市町村とも協力しながら、どの場所に配るか調整します。1か所ではありませんので、なるべく皆さんが余り移動しなくてもいいように複数箇所を設定して、そちらに私どもが届けに行き、そこで速やかに必要な方には配布します。そして服用の時期等もそこできちんと教えて、このタイミングで飲んでくださいという指示もして配布するので、その体制については今のままだも十分だろうと認識しています。

濱田副委員長 前回も申し上げたんですが、事前配布の欠点は、各世帯によって保管場所や保管方法がばらばらになるおそれがあることだと思います。基本的に事故が起これないことが一番ですが、ひょっとすると明日起こるかもしれないし、5年、10年起こらないかもしれない。だからそういう中で一番大事なことは、やはり今県が考えている配布方法が速やかに実行されることだと思います。特にこの医療チームを作って問診や服薬の指導をするという点がやっぱり一番大事なことではないかなと思います。

やはり事前配布には事前配布の危険性と言いますか、保管状況が全くばらばらであることを含めて、私は今ここで、県が考える配布方法を確実に実行することをお約束いただければ、私は今の体制で結構だと思います。

藤田委員 請願提出者の方々の思いとしては、子どもを育てているお母さん方がやっぱり心配だということが一番重要なところだと思うんですね。方法はいろいろあるんだろうと思いますが、実際に心配されている方が安心できるかどうかということなんです。そういう観点で言えば、安定ヨウ素剤を持っておくことも安全の一つだろうとは思いますが、例えば万が一、事故が起こった際に、ブルームが到達するかもしれない地域の方をそのままそこに残しておくのもどうなのかなという気がするわけですね。到達まで3日、4日と時間があるのなら、安全と想定される地域へ避難する避難行動計画のようなものもあわせて、不安を抱える方々にどうやって安心を抱いていただくかということが重要ではないかなという気がするんですね。ですから、そういういくつかの方策を持ちながら、不安を抱える方々に丁寧に説明していくような取組の方が、この安定ヨウ素剤の事前配布うんぬんよりも重要ではないかと思っています。

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 継続審査として前定例会からいろんな議論を交わし、執行部におかれても請願者の方々へ説明もしていただいたとのこと。

さきほど藤田委員や羽野委員もおっしゃったように、要は必要な人に必要なタイミングで確実に届けること、また避難も含めた部分をしっかりと部内でもう一度議論していただきたいと思います。加えて、今の配布方法として示されているものを確実に実行していくこともしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは、ほかに質疑もないようですので、これより本請願の取扱いについて協議します。いかがでしょうか。

藤田委員 今、私からもちょっと提案も含めて話をさせていただいたので、それらも含めて検

討していただいて、それを踏まえて、このヨウ素剤の事前配布が必要かどうかを判断させていただければありがたい。ですから継続していただくといいなど。

濱田副委員長 もう採決した方がいいと思います。

森委員長 継続審査、また採決に関して、それぞれ御意見をいただきましたが、ほかには。

羽野委員 今の藤田委員の意見を踏まえて、再度検討していただいて、その結果を聞いた上で判断をすべきじゃないかと思いますけど。

猿渡委員 私もそう思います。

濱田副委員長 意見なら今聞いた方がいいんじゃないの。

森委員長 さきほどの藤田委員の発言に対する執行部の考え方があればお願いしたいと思います。

猿渡委員 あわせて質問したいのですが、さきほどから3、4日かかるとか、あらゆる手段を使って運ぶとかいうこと、あるいは住民の皆さんに避難していただくことも言われているんですが、それはあくまでも想定であって、想定外の災害が今は多発しています。これまでの想定どおりにいくのかということをお聞きしたいんですが、心配されているわけですね。だから住民の皆さんが避難するにしても、それが本当にスムーズにできるのか。水害であっても本当に想定外の、これまで経験したことがないような災害が多発しているので、そういう中で心配の声があがるのは当然だと思っています。ですから、直接、説明もしていただいたし、今ここでも説明していただいたんですけども、全ての委員が納得しているわけでもないの、やはり前向きに、今の方法から一歩前に進めていただきたいなど。

私は皆さんが望んでいる事前配布が必要と思いますが、それが難しいとか、問題があるとおっしゃっているわけでしょう。そしたら、少なくとも羽野委員がおっしゃるような分散備蓄など、その辺りは提出者の皆さんからもそういう声が出ているので、そこはよく検討していただいて、一歩でも前に進める、思いに応えることが必要ではないでしょうか。

牧防災局長 やはり心配されている方が安心して暮らせることが一番大事だと理解はしています。さきほど分散備蓄しないのかという話がありましたが、私どもとしても内部でいろいろ検討しました。その上で、きちんと薬を安定した状況で適正に保管するためには、やはり薬剤師会が適切だろうと理解をして、この1か所だと決めています。また、配布方法についても、避難場所はそれぞれあります。そちらに持っていくよりも、やはり大分の中心部に置いていた方が確実に持っていきやすい。そしていざというときにはヘリコプターや災害用のバイク隊などを活用しながら速やかに持っていくことができます。また、配布の際は医療チームを編成しますが、これは各保健所単位で医療チームを編成します。そういったことを重ねて配布していきます。配布については、この資料に記載の方法を基本としますが、より安全・安心を実感していただくためには、やはり原子力に対する知識が必要なんだと思います。この知識を提供するために、いろんな研修会での講演や、県のホームページ等を通じて、原子力災害に対する知識を県民の皆さんに広めていきたいと思っています。

井上委員 結局、県でそういった対応はしっかりとするということですね。

羽野委員 今、薬剤師会が適切とおっしゃいましたが、原子力規制委員会は、複合災害時に備えて備蓄場所を集中させないような方策を講じる必要があると言っているんですよ。

福岡防災危機管理監 実際の災害で災害対応等を中心に対応する防災危機管理監の福岡です。羽野委員や猿渡委員の御心配はごもっともだと思います。一方で、プルームが大分県のどこに飛来するかについては、時間的な余裕と言うか、時間的には原子力災害があった当日、あるいはその次の日に来ることは極めて考えにくい状況です。その中で、大分県民にどのように避難していただくのかという点については、藤田委員からもありましたが、まず避難、それから屋内退避ということになります。そこに至るまでも、さきほども説明があったように、放射線の数値

が上がらないか常にモニタリングしています。

我々も当然ではありますが県民の命、あるいは県民の生活を守ることを第一に考えて、ずっと検討してきました。まず、どこにプルームが飛来するののかという点に関しては、初めに佐藤室長から説明したように、今の想定では30キロメートル圏内にとどまる、伊方発電所と大分県、豊後水道を挟んだ風向きで言うと、21キロメートルぐらいでプルームが落ちてしまう想定の中で、大分県としては、万が一に備えて、安定ヨウ素剤を備蓄しています。どこに飛来する可能性があるのかということは、羽野委員もおっしゃったように、そのときの気象状況次第で分かりにくいところがあると思います。ですから、分散配置をするにしても、どこが適切かを事前に決めておくことは極めて難しいと考えています。では今の備蓄場所が壊れたときにはどうするのか、そこに備蓄していた安定ヨウ素剤をどうするのかということももちろん考えています。その場合には、食料や水などと同じように、他県の援助も当然視野に入れていきます。そういったところは他県との情報交換も行っていますので、万が一に備えて、一応、安定ヨウ素剤を備蓄しています。

ただ、安定ヨウ素剤は佐藤室長の説明にもありましたが、風邪薬のように持っていて決して安全というものではありません。やはり劇薬の一つですので、事前配布ではなくて、あくまでも備蓄ということで県としては対応したい。その対応に関しては、ほかの水、食料と同じように、各種トラック協会等の運搬業者、道路啓開等の状況によってはバイク、様々な方法でお届けしたいと強く思っているところです。

羽野委員 安全性で言えば、原子力規制委員会は、ヨウ化カリウム以外の添加物についても、他の薬剤及び食品添加物として汎用されている使用実績や含有量が微量である点からも、安全性は極めて高いと言えると思いますけど。粉状のものがちょっと劇薬で、丸剤とかについては安全性が高いようです。だからどうなんですか。

猿渡委員 だから病気を持っている方や、飲ん

だらだめですよという人には配布しないわけでしょう、最初から。

北村薬務室長 そういう危ないと言うか副作用が出やすい方については、問診の上で渡すか渡さないかを決めようと思います。

猿渡委員 渡さないんやろ。

佐藤危機管理室長 ただ、事前に渡したとしても、それから時間がたちますので、その後の体調の変化、体格の変化、あるいは薬との飲み合わせ等が非常に心配されるところがあるんじゃないかなと思います。

森委員長 それではよろしいですかね。

それでは、継続審査、採決それぞれの意見がありましたので、まず継続審査について、挙手により採決します。

本請願については、継続審査とすべきものと決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

森委員長 賛成少数であります。よって、本請願は継続審査としないことと決定しました。

それでは、採択について挙手により採決します。本請願については、採択とすべきものと決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

森委員長 賛成少数であります。よって、本請願は不採択とすべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。ここで、北村薬務室長は退席されます。ありがとうございました。

〔北村薬務室長退室〕

森委員長 以上で付託案件の審査を終わります。

次に執行部より報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。まず①から③について一括して説明をお願いします。

宮迫生活環境部長 大分県長期総合計画の変更及び第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について、当部関係部分について説明します。

全体の概要については、既に福祉保健部から説明しているため省略します。

なお、総合戦略の取組は、さきほどの福祉保健部からも説明があったとおり、長期総合計画の取組を別軸の基本目標で整理し直したものであるため、本日の説明は、別冊資料1大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（たたき台）により説明します。

まずは、安心分野33ページをお開きください。施策番号安心4-（1）豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造です。本県の豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造に向けて取り組んでいるところですが、太陽光発電など再生可能エネルギー事業が増加しており、環境や景観への影響、防災上の問題が懸念されています。また、ユネスコエコパークの登録や、ジオパークの再認定など地域資源の保全と活用の流れは、近年国際的にも議論が高まっているSDGsとの考え方とも合致するものです。今後は、このような考え方を基本方向に、再生可能エネルギー導入への指導、本県の誇る天然資源である温泉の持続可能な活用に向けた適正利用の推進や、エコパーク・ジオパークの活動に取り組んでいきます。例えば、戦略的な情報発信や、広域的な地域づくりの推進など地域資源を活用した地域振興の推進に取り組んでいきます。目標値については、現行の96件から100件へ上方修正しています。

施策番号安心4-（2）循環を基調とする地域社会の構築です。循環社会の構築に向けては、大気、水環境の保全とあわせて、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の3Rの取組が大切です。一方で、我々のライフスタイル等の変化によって、食品ロスや海洋プラスチックなどの新たな課題も生じています。国際社会や国全体で取り組むべき問題もありますが、国に先んじて行ってきたレジ袋無料配布中止の取組や、飲食店等との連携による食べきりキャンペーンなど身近な部分からの取組を進めていきます。

施策番号安心4-（3）地球温暖化対策の推進です。気候変動の進展など国際的枠組みで取り組む課題もありますが、環境問題については、何よりも日頃からの一人一人の行動が大切です。本県においても、ラグビーワールドカップ大分

開催により発生したCO₂を実質ゼロ化する県民運動が大きな成果をあげました。今後も、この運動の成果を拡大させながら、あわせて、人工林の再生林の徹底などの森林吸収源対策や、気候変動の影響を最小限にするため、高温耐性品種への転換など、適応策も進めていきます。目標指標については、農林水産部の指標ではありますが、森林の二酸化炭素吸収能力も鑑み、主伐後の再生林率を新たに設定しています。

施策番号安心4-（4）すべての主体が参加する美しく快適な県づくりです。環境問題については、一人一人の行動が集まり点となり、地域や職場ごとにつながり、面となっていくことが大切です。そのため、これまで取り組んできた「おおいとうつくし作戦」により、美しく快適な県づくりに向け、まちづくり、ひとづくり、なかまづくりをさらに進め、持続可能な活動としていきます。

資料45ページをお開きください。施策番号安心5-（3）消費者の安心の確保と動物愛護の推進です。情報化の進展に伴い、高齢者から若者まで、あらゆる世代を狙った巧妙な手口の悪質商法は後を絶ちません。そのため、消費者が自主的・合理的に行動できるよう、若いうちからの消費者教育がますます大切となっています。そこで、これからの基本方向として、ライフステージに応じた消費生活に関する教育を関係機関と連携しながら、体系的に推進していきます。特に成年年齢引下げに伴う若年者の被害の未然防止を図るため、学校における消費者教育を充実します。

動物愛護の推進については、本年2月に、おおい動物愛護センターが設置されました。ここを中核として、飼い主の飼育マナーの向上や、犬・猫の譲渡、不妊去勢の取組を推進していきます。また、目標指標については、動物愛護施策の成果を示すものとして、犬・猫の引取り数を新たに設定しています。国の計画と考え方を合わせた大分県動物愛護推進計画に示している頭数としています。具体的には、令和5年度を平成16年対比で75%削減し、令和6年度は維持をするというものです。

施策番号安心5-（4）食の安全・安心の確保です。食の安全・安心については、食中毒の防止など、県民の食の安全・安心の確保に向け対策に取り組んでいるところですが、食品の安全をさらに確保するため、昨年6月に食品衛生法が改正されました。そこでは、全ての食品取扱業者に令和3年6月までにHACCPに沿った衛生管理の導入が義務付けられました。HACCPの導入は、食品の安全性を確保するには大変大事な取組であり、消費者からの信頼感が増すなど、事業者自身のためにもなります。県では、導入に向けて分かりやすい手引書の作成や、県内各地域でのセミナー開催など、きめ細かな支援をしていきます。このような取組も踏まえ、目標指標の食中毒発生件数は、令和6年度に年間6件以下となるよう上方修正しています。また、食品営業許可施設のHACCP導入率を100%となるよう新たに目標指標を追加しています。

施策番号安心5-（5）健全な食生活と地域の食をはぐくむ食育の推進です。食の安全・安心とともに、食育の推進も大事な取組です。食は心身の健康にとって大切な要素です。そのため、一人一人が食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を営む力を身に付けられるよう取り組んでいきます。例えば、教育や福祉分野の関係者と協力する子ども食堂など、地域コミュニティを活用した共食を推進していきます。また、食品ロスも問題となっていることから、食べ残しの削減などもあわせて推進していきます。

施策番号安心6-（1）人権を尊重する社会づくりの推進です。人権問題は部落差別問題をはじめとして、セクシュアルマイノリティなど新たな人権問題も発生しています。大切なことは、人権尊重の理念の普及や教育をあらゆる世代や場面において、しっかりと行っていくことです。引き続き社会の変化にもアンテナを高くし、人権尊重社会づくりに向け取り組んでいきます。

また、資料55ページをお開きください。施策番号安心7-（2）未来を担うNPOの育成

と協働の推進です。地域共生社会の再構築は、地方創生を進める上でも大変重要な課題です。2040年頃にかけて、出生数の減少に伴い県内の生産年齢人口が約3割減少すると言われていています。官民双方で担い手不足が生じてくる中では、様々な地域課題の解決に向けて、行政と協働し、主体となるNPOやボランティアにますます重要な役割を担っていただくことが期待されています。そのためには、それぞれの強みや特性をいかし、お互いが連携していくことが重要だと考えています。委員からも御指摘いただきましたが、中間支援を担える人材の育成や、専門性を高める取組、NPOの活動を発信していくことなど、あらゆる角度から必要な施策を実施していきます。なお、目標指標の県・市町村の協働件数については、令和6年度の目標値を、現状を踏まえ1,192件から1,311件へ上方修正しています。

次に資料61ページをお開きください。施策番号安心8-(2)大規模災害等への即応力の強化です。近年、数十年に一度と言われる豪雨災害や台風による被害が頻発しています。また、近く発生が予測されている南海トラフ地震の対策も急務です。このような災害への備えとして、県民の生命を守るため、災害応急対策の強化や被災者対応の充実に取り組んでいきます。また、災害情報の適切な発信もできるよう、おおい防災アプリも活用し、県民はもとより、外国人や観光客への情報発信の強化にも努めていきます。あわせて、引き続き受援体制の強化や、火山防災、原子力防災にも取り組んでいきます。

施策番号安心8-(3)災害に強い人づくり、地域づくりの推進です。災害発生時には、自助、共助が重要となります。自主防災組織や防災士など地域住民が主体となって、地域防災力を強化できるよう人材の育成に努めるとともに、消防団の充実強化や、日頃からの防災意識を高める防災教育の充実も進めていきます。なお、目標指標として、防災士資格取得者数を新たに設定しています。

続いて活力分野ですが、資料99ページをお願いします。施策番号活力7-(1)女性の活

躍推進と男女共同参画社会の構築です。地方創生の加速に向けては、女性の活躍推進は、大変重要な課題だと考えています。女性の就業率は全体的に上昇していますが、第1子出産を機に女性の約半数が退職するなどの現状があります。女性の活躍を進めていく上では、出産、子育てなどを社会全体でどのように担っていくかという点をしっかりと考えなければなりません。税制などの制度も社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて国でも見直しをしていく必要があると考えますが、まずは、家庭や企業の経営者など社会のあらゆる場面において、固定的役割分担意識の解消に粘り強く取り組んでいくことが重要だと考えています。また、女性の継続就労が可能となるように、働き方改革を推進し、働きやすい職場環境の整備、一旦離職を余儀なくされた女性へのスキルアップ支援なども、あわせて行っていきます。さらに、働く場や地域で活躍する女性のロールモデルも紹介し、女性の社会参画につなげていきます。今後、このような考え方を踏まえ、実効性の高い内容となるよう女性の活躍に向け、経済団体とも連携しながら施策を展開していきます。目標指標については、女性が輝くおおい推進会議の女性活躍宣言企業数は、令和6年度の目標値を、現状を踏まえ155件から230件へ上方修正しています。また、働きやすい企業が増えた結果、企業などでの管理職に就く女性の割合が、一つの成果であると考えられることから、新たに指標を設定しています。国や県の現状も勘案し、令和6年度には20%を目指していきます。

最後に、発展分野の資料127ページをお開きください。施策番号発展1-(6)青少年の健全育成です。青少年の健全育成については、地域全体で青少年を育む環境づくりが大切と考えています。引き続き、地域ぐるみでのあいさつ運動などに取り組んでいきます。また、最近では8050問題にも象徴されるように、ひきこもりへの対策も重要です。長期化・高齢化にならないようにするには、早期支援へつなぐ取組が大切であり、アウトリーチを含めた相談支援を充実させていきたいと考えています。当事

者や家族が、孤独感を感じないように居場所づくりへの支援も行いたいと思います。このようなことも踏まえ、目標数値については令和6年度の目標値を上方修正しています。

御沓うつくし作戦推進課長 大分県環境基本計画の変更については、第3回定例会において、立案段階での骨子の報告を行いました。今回は、改訂案がまとまりましたので、報告をするものです。

常任委員会資料12ページ、第3次大分県環境基本計画改訂の概要(案)をお開きください。現行計画から変更した項目は、基本目標2の4資源循環の推進と廃棄物対策の(1)循環型社会づくりと廃棄物適正処理の推進、(2)3Rの推進、基本目標3の4気候変動の影響への適応策の推進、基本目標5の1の(2)環境に対する意識の醸成と具体的な行動への促進です。また、持続可能な社会の構築に向けた新たな潮流である持続可能な開発目標(SDGs)を取り入れ、五つの基本目標ごとにSDGsの各ゴールとどのような関連があるかを示しています。

次に13ページ、施策の体系(案)をお開きください。施策については、基本目標IからVにおける各取組について、新たな記述や修正を行っているところです。基本目標Iでは、1の(6)自然とのふれあいの推進と適正な利用に、平成29年6月に登録された祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの活用についての取組を追加しました。また、基本目標IIの4の(2)3Rの推進では、プラスチックごみ対策や、食品ロス削減の推進について取組を追加しました。新たに項目を設けた基本目標IIIの4気候変動の影響への適応策の推進では、適応策の必要性や課題を新たに盛り込むとともに、取組の記述を増やしたほか、基本目標Vの1の(2)環境に対する意識の醸成と具体的な行動への促進を追加し、県民総参加による環境課題への取組の強化について記載しました。

次に15ページ、変更予定の指標(案)をお開きください。環境指標については、現在、50項目を設定していますが、変更案として、現行計画から一つ増やし、51項目を考えていま

す。新たな指標は2項目あり、38番エコエネルギー導入量や、その下の大分県地球温暖化防止推進員等による情報発信件数です。また、既に目標を達成したり、現状を踏まえて修正を行ったものが18項目あります。例えば、9番森林ボランティア活動への参加者数、26番海岸清掃参加者数は、活動が天候等に左右されるため、近年の実績を考慮し目標を見直しました。また、5番災害に強い森林づくり実施面積、35番省エネ診断受診件数は、毎年の達成状況をより正確に把握するため、目標値を累計から単年度に変更しました。

スケジュールですが、先月、大分県環境審議会に諮問するとともに、おおいたうつくし作戦県民会議でも説明し、現在、両委員から意見を募集しているところです。また、本日からパブリックコメントを行うこととし、いただいた御意見は計画案に反映していきます。今後は、来年1月に環境審議会から答申をいただいた後、令和2年第1回定例会にて計画案を提案する予定です。

なお、常任委員会資料とは別に同名の別冊資料も配付しています。

続いて、現在策定中の第3次大分県環境教育等行動計画(仮称)について報告します。資料の16ページを御覧ください。

この計画は、現在の第2次大分県環境教育等行動計画が今年度で終了するため、次期計画として策定するものです。1計画の位置付けにあるように、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に定める行動計画となります。また、さきほど説明した第3次大分県環境基本計画の環境教育に関する個別計画となるため、特に上位計画と整合を図った部分には、下線を引いています。

2計画の目的は、持続可能な社会づくりの担い手となる人材の育成としており、3基本的な取組の方向として、SDGs(持続可能な開発目標)等の考え方を踏まえた環境教育を推進することや、そのために、多様な主体が環境問題に触れ、意識する機会を増やすことに取り組みます。

4 計画の期間は、環境基本計画の終期に合わせ、2024（令和6）年度までの5年間としています。具体的な施策としては、5 施策体系Ⅰの右側にある水環境などに取り組む地域のリーダー育成や、各地域に講師として派遣する環境教育アドバイザー制度の充実などに取り組めます。

また、Ⅱの右側にある里川やジオサイトのような地域の環境資源を活用したり、身近な環境調査に様々な世代が参加し体験・活動・行動する機会を創出していきたいと考えています。

最後に6 今後のスケジュールですが、本日の常任委員会の後、2 回の計画策定委員会やパブリックコメントを経て、令和2 年第1 回定例会の当常任委員会に最終計画案を報告した後、計画公表の予定です。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

井上委員 これは言うまでもありませんが、特に長期総合計画に関しては、市町村の実態を十分把握して、市町村とよく調整しないとイケないと思うんです。こういうすばらしい計画ができたんで、早速、市町村に出向いて、県はこうやるけど市はどうかという詰めをしっかりとさせていただきたいと思います。すばらしい計画ができたので、かけ声だけでなく、やっぱり実現できるように頑張っていたいただきたいなと期待しています。要望です。

猿渡委員 今、説明いただいたことは非常に大事なことだと思うんですけども、さきほどの請願についても本当に切実な要望に対して何一つ応えることができずに、住民と一体となった取組とか、県民あげての取組みたいな言葉が出てきたり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりということも言っているんですが、私には非常にむなしく聞こえてしまいます。

この計画の中で防災教育という言葉が出てくるんですが、さっきのヨウ素剤の問題でも、日頃からの教育、啓発、説明会等が大事だという認識は一致していると思うんです。実際にそういう要望も非常に多いです。ホームページ等で

うんぬんとおっしゃったんだけど、例えば子育て世代に向けては保育園の保護者会とか、PTA 参観日といった行事にあわせて出前講座のようにする取組もいいのかと思います。関心がある世代の方、子育て世代の方のところに
出向いて、こういう取組をやっていますよと説明するとか、せめてそのぐらいの要望に応えたいと思うんですが、どうですかね。

牧防災局長 貴重な御意見ありがとうございます。原子力に関する防災教育については、毎年、自治会や防災士等を対象にした研修会を開いています。また、まだまだ私どものPR が不足しているんだと思いますが、出前講座もしており、要望があれば出向いていきますので、ぜひ申し込んでいただきたいと思います。

羽野委員 環境基本計画に関連して、プラスチックごみの対策が新たに加わるということですが、マイクロプラスチックは魚や哺乳類とかに被害を与えていると言われてます。その主な原因は農地から出るんだと、肥料だったかは忘れましたが、プラスチックを含んだ肥料が農地にばらまかれて、それが時間がたって雨水とかで流れて海洋に出ていくという報道を聞いた気がします。もしそうであれば、農業との調整が必要になってくると思います。マイクロプラスチックのことも調査していただければと思います。せっかくSDGs で進めるのであれば、その辺りもちょっと研究していただければと思います。よろしくお願いします。

梶原循環社会推進課長 マイクロプラスチックについては、現在、国も含めて世界的にも研究途上で、今、委員がおっしゃった農薬については、洗剤に芳香剤を付けるのと同じで、マイクロプラスチックの中に農薬が入っており、それがじっくり溶けて効いてくるものだと思います。害についてはまだ研究途上のためなかなか分かっていませんが、この環境基本計画については、先般の環境審議会でもマイクロプラスチックの記述をという御意見もいただいているので、マイクロプラスチックの関係の記述を少し追加したいと考えています。

森委員長 ほかに質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、次に④、⑤について、一括して説明をお願いします。

御沓うつくし作戦推進課長 ラグビーワールドカップ2019大分開催におけるCO2オフセットの実績について説明します。資料の17ページをお開きください。

CO2オフセットトライ事業は、ラグビーワールドカップ大分開催を県民総参加で環境にやさしい大会にするため、身近な省エネ行動に取り組み、大会で発生するCO2をオフセットしようとするものです。

大分での5試合の会場使用やチームの滞在、選手や観客の飛行機などでの移動で発生するCO2量を9,600トンと推計し、削減目標としていました。使っていない部屋の電気はこまめに消すなど、日常の省エネ行動の項目をあげた省エネチェックシートを配布、回収し、削減量を算出しました。また、スマートフォンなどからも参加できるようにしたことで、取組内容の報告や集計作業を簡略化しました。

普及・啓発においては、経済団体や環境関連団体、大規模企業や県立高校などに直接訪問して依頼するとともに、テレビやラジオなどのマスメディアを利用し、幅広く参加者の募集と周知を図りました。

参加者からは、チェックシートの内容は具体的に分かりやすかったなどの声をいただき、多くの県民、事業所の皆さまの省エネ行動により、目標の9,600トンを上回る1万2,191トンのCO2が削減できました。

今後も、県民一人一人の身近な行動によるCO2削減に取り組みます。

橋本自然保護推進室長 第10回日本ジオパーク全国大会2019おおいた大会の開催実績について報告します。お手元の資料18ページをお開きください。

10月31日の姫島へのガイド分科会を兼ねたジオツアーを皮切りに、11月5日まで、大分市、豊後大野市、姫島村の三つの会場で開催しました。全国全ての44ジオパークからの関

係者、ジオパークを目指す地域、姫島・豊後大野をはじめとする地域からの小中高生、さらには一般県民など、延べ5千人を超える方々に参加いただきました。

参加された方からは、これまでにない多くの発表が聞けて良かった、子どもたちの発表が良かった、全国ジオパークブロック別パビリオンが良かったなどの声をいただき、おおむね高い評価をいただいたと考えています。

お手元の大会宣言のとおり、ジオパーク全国大会も10回の節目を迎え、単に伝えるだけでなく、伝えることを意識した活動へと広げていくべき時期に来ていると考えており、ネットワークをさらに広げ、ジオパーク活動が地域活性化の大きな力となることを期待しています。

今大会は、おおいた豊後大野ジオパーク、おおいた姫島ジオパークのガイドをはじめとするジオパーク関係者や商工関係者、多くの住民の方々が一体となって大会運営に取り組み、成功へ導いたものと考えています。この成功を契機に、豊後大野、姫島両ジオパークの活動が、地域主体の取組として、持続的に行われ、将来につながるものとなるよう支援していきます。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

吉村委員 CO2の削減に関してですが、せっかくこれだけ大きな取組ができた中で、今後の取組として、同じ熱量ではなかなか難しい部分もあるかもしれませんが、例えば年に1回、月を決めて推進月間をやるとか、何か継続的な取組ができれば、県民への意識付けとしてもいいのかなと思いますが、何かそういった計画があればぜひお聞かせください。

御沓うつくし作戦推進課長 来年度もラグビーの試合はありますし、いろんなイベントもあるので、そういった県民が注目するようなイベントを捉えて、こうした県民総参加の取組を引き続き行えるように検討していきたいと思っています。

吉村委員 モバイルとかでもできるんですかね。しっかりそういう部分もお願いしたいと思いま

すし、せっかくSDGsと結び付けていくのであれば、継続的な取組になればいいなと思っています。ぜひよろしくをお願いします。

森委員長 ほかに質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 今日の冒頭、部長からも発言がありました。ジオパーク全国大会、本当にありがとうございました。地元のジオパーク関係者としても本当に県の御尽力に心から感謝申し上げますとともに、今回、私も実は11月18日に豊後大野のジオガイドとともに反省の激論を交わしてきました。そういった議論が前向きに、また今後のジオパーク活動にいかしていけるように、また関係者からの聞き取りなどもしっかりとやっていただければありがたいです。また次回以降の全国大会に反映できる、しっかり引き継いでいくべき部分も出てきましたので、その辺もしっかりと吸い上げていただければと思います。今回は広範囲での開催となりましたが、これも初めての試みと聞いています。私もジオガイドではありますが、実は全国大会は初めてで、あの雰囲気と言うか、高校生が自信を持って発表している姿を見て、そういう活動を今後も持続させていく必要があるなと改めて感じたところですので、よろしくをお願いします。

それでは、ほかに質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

予定していた案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 最後に、今日は継続審査の安定ヨウ素剤の件を議論しましたが、さきほど猿渡委員からも発言がありました。県民の皆さまが安心した気持ちで暮らせるように、必要な方にしっかり届ける、そういった意識と仕組みを今後しっかりと皆さんに伝えていくことが必要だと思います。まだまだ不安が払拭されていない部分も、今日の議論であったと思うので、その辺りはもう一度部内でしっかりと話をさせていただきたいと思いますので、また協議の結果を私どもにお知らせいただくようお願いします。

宮迫生活環境部長 今日は本当にありがとうございました。

ございました。今、委員長からお話があったことも含めて、我々の仕事は県政の中でも一番県民に近い仕事だと思っています。相談事も結構たくさんあります。そういったものをいかに我々生活環境部だけじゃなくて、県庁全体にいかしていけるかということは常に考えていきたいと思っておりますので、いただいた御意見も含めて、これからはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。今日はありがとうございました。

森委員長 こちらこそありがとうございました。

それではもう12月に入り、新しい年を迎えようとしています。来る令和2年が皆さまにとって素晴らしい年となりますよう、年末の御挨拶ですが、皆さん良い年をお迎えいただきたいと思います。本日はありがとうございました。

〔委員外議員、生活環境部退室〕

森委員長 それでは、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにします。

そのほか、この際何かありませんか。

猿渡委員 ヨウ素剤のことで活発な議論がなされましたので、委員長報告でその経過をいくらか報告していただけるとありがたいなと思います。今日も10人ぐらいですかね、わざわざ傍聴にも見えていましたのでお願いしたいと思っております。

森委員長 考慮します。今のヨウ素剤のことも含めて、さきほど議論した二つの議案の委員長報告について協議したいと思います。まず事務局より説明をお願いします。

事務局 両議案については文教警察委員会に合い議しているんですが、昨日行われた文教警察委員会で、主に特殊詐欺等被害防止条例の関係ですが、新たに条例ができるんだけれども、じ

やあその条例の理念や効果がしっかりと担保される取組として、こういった取組が必要じゃないか、もっと取組を強化すべきではないかといった要望などがあつたと伺っています。そして、合い議結果にもありましたが、そういった要望や議論の経過を文教警察委員長報告の中で報告する旨を決定したという状況です。

合い議先の委員会では報告すべきと判断したんですけれども、もともとの付託先である本委員会として、そういった合い議結果も踏まえてどうすべきかを委員間で議論していただく必要があります。

森委員長 文教警察委員会でもしっかり議論の内容を報告されるようであり、当然、私どもの委員会が主に所管する条例でもありますので、その部分は私としても一言付け加えて説明させていただきたいと思います。よろしいですか。

猿渡委員 はい、お願いします。

森委員長 それでは文案については私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 ありがとうございます。よろしいですね。

それではヨウ素剤についてはさきほどの御意見も踏まえて検討はしたいと思いますが……。

猿渡委員 私が思っている委員長報告とは、市議会でも経験しましたが、あんな意見もこんな意見も出ましたが、結果的には採決でこうなりましたというものでした。委員からはこんな質問が出て、それに対して執行部側からはこういう答弁があつたというような。簡潔でいいんですが、別府市議会ではそういう委員長報告をしていました。

羽野委員 やっぱり常に検討してもらいたいよね。こっちの方がいいねとなればそっちに変えればいいし。今の対策に固執しなくても、不安の声があるのは事実なんでね。そこら辺の何か安心できるような取組、継続した取組を行うように附帯意見として申し添えますか。

事務局 附帯意見についてですが、既に時間の都合で出て行かれた委員も複数いらっしゃる中で、委員間でも賛否が分かれたテーマでもある

ので、今この場で附帯意見の有無を決めるのは少し難しいのではないのでしょうか。

羽野委員 森委員長が言ったようなことなら委員長報告として申し添えられるんじゃないかと思うんですけどね。

事務局 多分、羽野委員と猿渡委員のお二人がイメージされている委員長報告は少し異なるのかなど。猿渡委員がおっしゃるのは、正に今日の委員会での議論のダイジェスト版のような報告になると思います。一方、羽野委員がおっしゃるのは、委員長報告とは、あくまで委員長が委員会を代表して述べるものなので、委員会の中で議論した結果得られた統一見解のみを簡潔に述べるべきではないかということだと思います。仮に委員長報告で何らかを申し添えるとしても、まずはその部分をどちらの方向で行うかを統一していただいた方がよいと思います。

羽野委員 ちょっと難しい部分だね。

猿渡委員 少なくとも最後に委員長が言われたような中身であれば委員の皆さんの意見も一致するのでは……。

森委員長 ちょっと検討させてください。文案も含めて今日の流れを整理しないといけないと思いますので。場合によってはもう一回委員会を開かないといけないかもしれませんね。ちょっと副委員長とも話をさせてください。

取りあえず前段で話した条例について、附帯意見と言いますか、申し添える文案については、委員長の私に御一任いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 ありがとうございます。それでは私に任せていただきたいと思いますが、さきほどのヨウ素剤の件については、今は委員も全員おりませんし、意見も割れていますので、その取扱いについてはちょっと協議させてください。

猿渡委員 委員長が言われていた内容なら一致できると思いますが、お任せしますので検討をお願いします。

森委員長 はい。もしかしたら入れられないかもしれないけど、それはもう御了承ください。

（「はい」と言う者あり）

それでは、今日は午前中から長時間にわたり
ありがとうございました。

以上で本日の委員会を終了します。お疲れさ
までした。